

山口県報

平成17年
7月12日
(火曜日)

目 次

条例

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例……………一〇

山口県フラワールランド条例……………一九

山口市、佐波郡徳地町並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町を廃しその区域をもつて山口市を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例……………二一

岩国市並びに玖珂郡由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町を廃しその区域をもつて岩国市を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例……………二三

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………三五

一般職に属する学校職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例……………三六

山口県官吏恩給条例の一部を改正する条例……………三六

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例……………三七

開発地区等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例……………四一

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………四二

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例……………四五

山口県県民活動支援センター条例の一部を改正する条例……………四五

山口県セミナーパーク条例の一部を改正する条例……………四八

山口県民文化ホール条例の一部を改正する条例……………五二

山口県芸術村条例の一部を改正する条例……………五二

山口県民芸術文化ホール条例の一部を改正する条例……………五九



山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例をここに公布する。

山口県母子福祉施設条例の一部を改正する条例……………六三

身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例……………六六

知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例……………六九

児童福祉施設条例の一部を改正する条例……………七一

山口県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例……………七三

山口県自然公園施設条例の一部を改正する条例……………七六

山口県立自然観察公園条例の一部を改正する条例……………七九

山口県国際総合センター条例の一部を改正する条例……………八二

山口県二十一世紀の森施設条例の一部を改正する条例……………八九

山口県栽培漁業センター条例の一部を改正する条例……………九四

山口県漁港管理条例の一部を改正する条例……………九六

山口県松陰記念館条例の一部を改正する条例……………九九

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例……………一〇二

山口県流域下水道条例の一部を改正する条例……………一〇二

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例……………一〇三

山口県青年の家条例の一部を改正する条例……………一〇七

山口県少年自然の家条例の一部を改正する条例……………一〇九

山口県グリーンスポーツ広場条例の一部を改正する条例……………一四六

山口県青少年交流施設条例の一部を改正する条例……………一四八

山口県体育施設条例の一部を改正する条例……………一五二

山口県埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例……………一六一

山口県統計調査条例等の一部を改正する条例……………一六四

山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例……………一六五

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例……………一六五

風致地区内における建築等の規制に関する条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例……………一六七

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例の一部を改正する条例……………一六八

山口県建築基準条例の一部を改正する条例……………一六八

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例……………一六九

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第四十九号

山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例

(設置)

第一条 スポーツ活動を通じて県民の交流及び連携を促進し、もって個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するため、スポーツ交流まちづくり拠点施設を設置する。

(名称及び位置)

第二条 スポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
山口県立おのだサッカー交流公園	山陽小野田市

(業務)

第三条 山口県立おのだサッカー交流公園(以下「サッカー交流公園」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- 一 スポーツ活動及び交流の機会の提供に関すること。
- 二 スポーツ活動に関する相談及び情報提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するために必要な業務に関すること。

(使用日及び使用時間)

第四条 次の表の上欄に掲げるサッカー交流公園の施設の使用日及び使用時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

施 設 の 名 称	使 用 日	使 用 時 間

サッカー場 多目的スポーツ広場	一月四日から十二月二十八日までの日	午前六時三十分から午後十時まで
会議室		午前八時三十分から午後十時まで

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日又は使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第五条 サッカー交流公園の施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 サッカー場
- 二 多目的スポーツ広場
- 三 会議室

(許可の制限)

第六条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 サッカー交流公園の管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第七条 知事は、第五条の許可を受けた者又はサッカー交流公園の施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者(以下「使用者」と総称する。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

第八条 使用者は、サッカー交流公園の施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てん

し、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第九条 サッカー交流公園の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関する事。
- 二 第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
- 三 第五条の許可をすること。

四 第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

五 施設及び設備の維持管理に関する事。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項の使用日又は使用時間を変更する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者がサッカー交流公園の管理に関する事務を行う場合における第六条及び第七条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、サッカー交流公園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

- 一 事業計画書の内容が、サッカー交流公園を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。
- 二 事業計画書の内容が、サッカー交流公園の効用を十分に発揮するとともに、サッカー交流公園の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうちサッカー交流公園の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(指定管理者が講ずべき措置)

第十一条 知事は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。(の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。)

(利用料金)

第十二条 第五条各号に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、別表第一に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額と別表第二に掲げる金額を合算した額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。
(知事による管理の業務の実施)

第十三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めてサッカー交流公園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由によりサッカー交流公園の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、サッカー交流公園の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないとき、又は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、第五条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

(その他)

第十四条 この条例に定めるもののほか、サッカー交流公園の管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第九条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第十条及び第十一条の規定の例により行うことができる。

別表第一（第十二条、第十三条関係）

スポーツ交流まちづくり拠点施設の名称	施設の名 称	区 分	単 位	基 準 額
		専用使用		
		入場料その他これに類する料金を徴収しないもの	午前六時三十分から午前八時三十分まで 午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで 午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき	三千二百円 四千四百八十円 五千二百二十円 三千二百円 四千八百円 九千六百円 千九百二十円
			午前六時三十分から午前八時三十分まで 午前八時三十分から正午まで	二万五千六百円 三万五千八百四十円

		場サ ッ カ ー	
専用使用	入場料その他 の徴収するも の徴収しない	器 具 の 使 用	個 人 使 用
午前六時三十分から午前八時三十分まで	午前六時三十分から午前八時三十分まで 午後八時三十分から午後五時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで 午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき	一点又は一組一回につき	小学校の児童並びに中 学校の前期課程の生徒 一人八時間以内 高等学校及び中等教育 学校の後期課程の生徒 一人八時間以内 並びに高等専門学校及 び大学の学生 一人八時間以内 その他の者
三万四千元	四万九百六十円 二万五千六百円 三万八千四百円 七万六千八百円 一万五千三百六十円	八百円の範囲内で知事が 定める額	九十円 百八十円 二百八十円

山口県立
おのだ
サッカ
交流公園

備 考	会議室	多目的広場	
	専用使用	個人使用	入場料その他に類する料金を徴収するもの
(一) 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時未満の端数があるとき、又はその時間が一時未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。 (二) 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の児	器具の使用 一点又は一組一回につき 八百円の範囲内で知事が定める額	個人使用 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生 一人八時間以内 百二十円 その他の者 一人八時間以内 百八十円	午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後十時まで 午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき 四万七千六百円 五万四千四百円 三万四千円 五万円 十万二千円 二万四百円
	一時間につき 百二十円	六十円	六十円

- 童、生徒及び学生をいう。)が使用する場合又は体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。
- (三) 県の住民以外の者が使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。
- (四) 休日等(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日をいう。)に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の二十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。
- (五) 入場料その他これに類する料金を徴収しないで営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に三を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。
- (六) 入場料その他これに類する料金を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、入場料その他これに類する料金の最高額に百を乗じて得た額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。
- (七) サッカー場、多目的スポーツ広場又は会議室の一部を使用する場合の利用料金の基準額は、当該使用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。
- (八) 準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。
- (九) 電気、ガス又は水道を使用する場合(水道を使用する場合にあっては、知事が定める場合に限る。)の利用料金の基準額は、その実費に相当する額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。

別表第二(第十二条、第十三条関係)

山口県立おのだ サッカー交流公 園	照明設備	冷暖房設備	設備の名称	単 位	金 額
	一時間につき	一時間につき			実費を勘案して指定管理 者が定める額 実費を勘案して指定管理 者が定める額

山口県フラワーランド条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十号

山口県フラワーランド条例

(設置)

第一条 花きに親しむことを通じて、花きについての県民の理解を進め、もって花き園芸の振興を図るため、フラワーランドを設置する。
(名称及び位置)

第二条 フラワーランドの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
やまぐちフラワーランド		柳	井 市

(業務)

第三条 やまぐちフラワーランド(以下「フラワーランド」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- 一 花きとの触れ合いの機会の提供に関すること。

二 花きに関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、花き園芸の振興を図るために必要な業務に関すること。

(開園日)

第四条 フラワーランドは、次に掲げる日を除き、毎日開園する。

一 木曜日(木曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い休日以外の日)

二 十二月二十七日から翌年の一月一日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園することができる。

(開園時間等)

第五条 フラワーランドの開園時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、次条各号に掲げる施設の使用時間は、午前九時から午後十時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮することができる。

(使用の許可)

第六条 フラワーランドの施設のうち次に掲げるものを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

一 研修室

二 園芸実習室

三 調理実習室

四 イベントホール

五 控室

(許可の制限)

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 フラワーランドの管理上支障があると認められるとき。
(使用の手続)

第八条 フラワーランドの施設を使用しようとする者は、知事の定める手続によらなければならない。
(許可の取消し等)

第九条 知事は、第六条の許可を受けた者又はフラワーランドの施設のうち同条各号に掲げるもの以外のものを使用する者(以下「使用者」と総称する。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその使用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

第十条 使用者は、フラワーランドの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもってその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第十一条 フラワーランドの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。
 - 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮すること。
 - 四 第六条の許可をすること。
 - 五 第九条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - 六 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開園時間又は使用時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならぬ。

4 指定管理者がフラワールンドの管理に関する事務を行う場合における第七条、第八条及び第九条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十二条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、フラワールンドの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、フラワールンドを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、フラワールンドの効用を十分に発揮するとともに、フラワールンドの管理に係る経費の縮減を図ることができるのであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうちフラワールンドの管理を最も適切に行うことができるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十三条 知事は、第十一条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)

第二条第一項に規定する個人情報(第十一条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該

指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(利用料金)

第十四条 別表第一及び別表第二に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表第一又は別表第二に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(知事による管理の業務の実施)

第十五条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めてフラワールンドの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由によりフラワールンドの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十一条第一項の規定にかかわらず、フラワールンドの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、別表第一及び別表第二に掲げる施設の使用につき、別表第一及び別表第二に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

(その他)

第十六条 この条例に定めるもののほか、フラワールンドの管理について必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第十一条第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第十二条及び第十三条の規定の例により行うことができる。

別表第一(第十四条、第十五条関係)

	項																																								
一 研 修 室	施設の名称																																								
	区 分 単 位 基 準 額																																								
<p style="text-align: center;">備 考</p> <p>専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。</p> <p>(二) 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合は花き園芸の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない花き園芸の振興に関する活動に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。</p> <p>(三) 休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。）に使用する場合は利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の二十に相当す</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="817 497 901 860">器 具 の 使 用</th> <th data-bbox="901 497 1412 860">専 用 使 用</th> <th data-bbox="817 860 901 1386">一 点 一 回 に つ き</th> <th data-bbox="901 860 1412 1386">延 長 料 一 時 間 に つ き</th> <th data-bbox="817 1386 901 1720">二 百 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>午前九時から正午まで</td> <td></td> <td>千七十円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後一時から午後五時まで</td> <td></td> <td>千四百二十円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後六時から午後十時まで</td> <td></td> <td>千七百八十円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前九時から午後五時まで</td> <td></td> <td>二千四百九十円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>午後一時から午後十時まで</td> <td></td> <td>三千二百円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>午前九時から午後十時まで</td> <td></td> <td>四千二百七十円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>延長料一時間につき</td> <td></td> <td>五百三十円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	器 具 の 使 用	専 用 使 用	一 点 一 回 に つ き	延 長 料 一 時 間 に つ き	二 百 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額		午前九時から正午まで		千七十円			午後一時から午後五時まで		千四百二十円			午後六時から午後十時まで		千七百八十円			午前九時から午後五時まで		二千四百九十円			午後一時から午後十時まで		三千二百円			午前九時から午後十時まで		四千二百七十円			延長料一時間につき		五百三十円	
器 具 の 使 用	専 用 使 用	一 点 一 回 に つ き	延 長 料 一 時 間 に つ き	二 百 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額																																					
	午前九時から正午まで		千七十円																																						
	午後一時から午後五時まで		千四百二十円																																						
	午後六時から午後十時まで		千七百八十円																																						
	午前九時から午後五時まで		二千四百九十円																																						
	午後一時から午後十時まで		三千二百円																																						
	午前九時から午後十時まで		四千二百七十円																																						
	延長料一時間につき		五百三十円																																						

<p>専 用 使 用</p>	<p>(四) 額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 (四) 花き園芸の振興に関する活動に使用し、かつ、営利又は宣伝を目的としない場合において、入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を徴収するときの利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額に次に掲げる入場料等の最高額の区分に応じそれぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 千円以上二千円未満 百分の七十 2 二千円以上三千円未満 百分の百 3 三千円以上 百分の百五十 <p>(五) 花き園芸の振興に関する活動以外に使用し、かつ、営利又は宣伝を目的としない場合の利用料金の基準額は、(四)に準じて算出した額と前記の利用料金の基準額の百分の七十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額のいずれが多い額とする。</p> <p>(六) 営利又は宣伝を目的として使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の百五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(七) 研修室の一部を使用する場合の利用料金の基準額は、当該使用する部分の面積に じ、知事が定める額とする。</p>
<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午後一時から午後十時まで</p>	
<p>三百三十円 四百四十円 五百五十円 七百七十円 九百九十円</p>	

			二 調理実習室				二 園芸実習室
備 考	器 具 の 使 用	専 用 使 用	備 考	器 具 の 使 用	専 用 使 用	備 考	器 具 の 使 用
<p>一の項の備考の(一)から(六)までは、専用使用の場合に準用する。</p>	<p>一点一回につき</p>	<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後十時まで</p>	<p>一の項の備考の(一)から(六)までは、専用使用の場合に準用する。</p>	<p>一点一回につき</p>	<p>午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>一の項の備考の(一)から(六)までは、専用使用の場合に準用する。</p>	<p>二百円の範囲内で知事が定める額</p>
<p>千八百八十円 千五百八十円 千九百七十円</p>	<p>二百円の範囲内で知事が定める額</p>	<p>千三百五十円 百七十円</p>	<p>千三百二十円 百七十円</p>	<p>三百四十円 四百五十円 五百六十円 七百九十円 千十円</p>	<p>千三百二十円 百七十円</p>	<p>二百円の範囲内で知事が定める額</p>	<p>二百円の範囲内で知事が定める額</p>

施設の名称	別表第二(第十四条、第十五条関係)		五 控 室		四 ホ イ ベ ル ト	
	区 分	備 考	専 用 使 用	備 考	器 具 の 使 用	専 用 使 用
単 位	一の項の備考の(一)から(六)までは、この場合に準用する。		午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後六時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午後一時から午後十時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	一の項の備考の(一)から(六)までは、専用使用の場合に準用する。	一点一回につき	午前九時から午後五時まで 午後一時から午後十時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき
基 準 額			百八十円 二百四十円 三百円 四百二十円 五百四十円 七百二十円 九十円		二百円の範囲内で知事が定める額	二千七百六十円 三千五百五十円 四千七百三十円 五百九十円

フラワーランド の施設						
備 考 一 「児童及び生徒」とは、学校教育法に規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒をいう。 二 小学校就学の始期に達するまでの者が使用する場合には、利用料金を徴収しないものとする。	開園時間内における使用					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">児童及び生徒の団体 二十人以上一人につき</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">児童及び生徒 一人一回につき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の者の団体 二十人以上一人につき</td> <td style="text-align: center;">その他の者 一人一回につき 一人一年につき</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">四百円</td> <td style="text-align: center;">二百五十円 千円 五百円 二千円</td> </tr> </table>	児童及び生徒の団体 二十人以上一人につき	児童及び生徒 一人一回につき	その他の者の団体 二十人以上一人につき	その他の者 一人一回につき 一人一年につき	四百円
児童及び生徒の団体 二十人以上一人につき	児童及び生徒 一人一回につき					
その他の者の団体 二十人以上一人につき	その他の者 一人一回につき 一人一年につき					
四百円	二百五十円 千円 五百円 二千円					

山口市、佐波郡徳地町並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町を廃しその区域をもって山口市を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十一号

山口市、佐波郡徳地町並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町を廃しその区域をもって山口市を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例

(土木事務所設置条例の一部改正)

第一条 土木事務所設置条例(昭和二十三年山口県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表防府土木建築事務所の項中、「佐波郡」を削り、同表山口土木建築事務所の項中、「吉敷郡」を削る。

(県税事務所設置条例の一部改正)

第二条 県税事務所設置条例(昭和二十五年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の表防府県税事務所の項中、「佐波郡」を削り、同表山口県税事務所の項中、「吉敷郡」を削る。

(一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第五の一級の項中「下関市立角島小学校」を「下関市立角島小学校」に改め、「徳地町立串小学校」を削り、「下関市立角島中

学校」を「下関市立角島中学校」に改め、「徳地町立串野中学校」を削る。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第四条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年山口県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県防府警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

山口市のうち平成十七年九月三十日における佐波郡の区域、防府市

第二条の表山口県山口警察署の項管轄区域の欄中「山口市」の下に「山口県防府警察署及び」を加え、同表山口県小郡警察署の項位置の欄中「吉敷郡小郡町」を「山口市」に改め、同項管轄区域の欄中「吉敷郡」を「平成十七年九月三十日における吉敷郡の区域」に改める。

(山口県社会福祉事務所設置条例の一部改正)

第五条 山口県社会福祉事務所設置条例(昭和二十九年山口県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中部社会福祉事務所の項中「佐波郡 吉敷郡 美祢郡」を「美祢郡」に改める。

(山口県青少年健全育成条例の一部改正)

第六条 山口県青少年健全育成条例(昭和三十二年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「宇部市の区域に」の下に「、山口市にあつては平成十七年九月三十日における山口市の区域に」を加える。

(山口県水産事務所等設置条例の一部改正)

第七条 山口県水産事務所等設置条例(昭和三十五年山口県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表山口県防府水産事務所の項中「、佐波郡、吉敷郡」を削る。

(山口県児童相談所条例の一部改正)

第八条 山口県児童相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表山口県中央児童相談所の項中「、佐波郡、吉敷郡」を削る。

(山口県労政事務所条例の一部改正)

第九条 山口県労政事務所条例(昭和三十九年山口県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県東部労政事務所の項中「、佐波郡、吉敷郡」を削る。

(山口県保健所条例の一部改正)

第十条 山口県保健所条例(昭和三十九年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表山口県防府環境保健所の項中「佐波郡」を削り、同表山口県山口環境保健所の項中「山口市 吉敷郡(阿知須町を除く。)」を「山口市」に改め、同表山口県宇部環境保健所の項中「吉敷郡阿知須町 美祢郡」を「美祢郡」に改める。

(山口県栽培漁業センター条例の一部改正)

第十一条 山口県栽培漁業センター条例(昭和三十九年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県内海栽培漁業センターの項中「吉敷郡秋穂町」を「山口市」に改める。

(山口県立高等学校等条例の一部改正)

第十二条 山口県立高等学校等条例(昭和三十九年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表中山口県立佐波高等学校の項を削り、山口県立防府商業高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立佐波高等学校	山 口 市
------------	-------

別表山口県立山口農業高等学校の項中「吉敷郡小郡町」を「山口市」に改める。

(山口県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第十三条 山口県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山口県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号の表佐波川発電所の項中「佐波郡徳地町」を「山口市」に改める。

(山口県家畜保健衛生所条例の一部改正)

第十四条 山口県家畜保健衛生所条例(昭和四十三年山口県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表山口県中部家畜保健衛生所の項中「、佐波郡、吉敷郡」を削る。

(山口県グリーンスポーツ広場条例の一部改正)

第十五条 山口県グリーンスポーツ広場条例(昭和五十七年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「佐波郡徳地町」を「山口市」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正)

第十六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の四号営業の項及び五号営業の項並びに別表第四の五号営業の項中「宇部市の区域に」の下に「、山口市にあつては平成十七年九月三十日における山口市の区域に」を加える。

(山口県交通安全学習館条例の一部改正)

第十七条 山口県交通安全学習館条例(平成五年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「吉敷郡小郡町」を「山口市」に改める。

(山口県農林事務所設置条例の一部改正)

第十八条 山口県農林事務所設置条例(平成十年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表山口県山口農林事務所の項中「防府市 佐波郡 吉敷郡(阿知須町を除く。)」を「防府市」に改め、同表山口県美祢農林事務所の項中「吉敷郡阿知須町 美祢郡」を「美祢郡」に改める。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第十九条 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第六号中「、秋穂町、小郡町、阿知須町」を削り、同表第十八号の二中「、徳地町、秋穂町、阿知須町」を削り、同表第二十六号の二

中「、平生町及び秋穂町」を「及び平生町」に改め、同表第二十八号中「、田布施町及び小郡町」を「及び田布施町」に改め、同表第二十九号中「、秋穂町、小郡町、阿知須町」を削り、同表第三十号中「、平生町、小郡町及び阿知須町」を「及び平生町」に改める。

(山口県立自然観察公園条例の一部改正)

第二十条 山口県立自然観察公園条例(平成十三年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「吉敷郡阿知須町」を「山口市」に改める。

(開発行為等の許可の基準に関する条例の一部改正)

第二十一条 開発行為等の許可の基準に関する条例(平成十三年山口県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条の二の表中「山陽小野田市、」を「山陽小野田市並びに」に改め、「並びに吉敷郡小郡町」を削り、「都市計画区域」の下に「山口市にあつては山口市計画区域及び小郡都市計画区域に、」を加える。

(山口県立スポーツ交流公園条例の一部改正)

第二十二条 山口県立スポーツ交流公園条例(平成十四年山口県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「吉敷郡阿知須町」を「山口市」に改める。

(山口県若者就職支援センター条例の一部改正)

第二十三条 山口県若者就職支援センター条例(平成十六年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「吉敷郡小郡町」を「山口市」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

岩国市並びに玖珂郡由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町を廃しその区域をもって岩国市を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十二号

岩国市並びに玖珂郡由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町及び美和町を廃しその区域をもって岩国市を置くことに伴う関係条例の整理に関する条例

(土木事務所設置条例の一部改正)

第一条 土木事務所設置条例(昭和二十三年山口県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項の表岩国土木建築事務所の項及び玖珂土木事務所の項を次のように改める。

岩国土木建築事務所	岩 国 市	岩国市(玖珂土木事務所の所管区域を除く。)
玖珂土木事務所	岩 国 市	岩国市(平成十八年三月十九日における玖珂郡玖珂町及び周東町の区域に限る。)

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第二条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五条(見出しを含む。)中「市町村」を「市町」に改める。

第九条第二項中「市町村が」を「市町が」に、「市町村に」を「市町に」に、「当該市町村長」を「当該市町長」に改める。

第二十四条第一項第二号中「市町村内」を「市町内」に改め、同条第五項中「市町村民税」を「市町民税」に、「市町村」とを「市町」とに改める。

第二十五条第四項及び第六項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第二十九条の二中「市町村」を「市町」に、「当該市町村」を「当該市町」に、「市町村民税」を「市町民税」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十九条の三第一項中「市町村民税」を「市町民税」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第三十条第一項中「市町村長」を「市町長」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「市町村民税」を「市町民税」に改め、同条第二項及び第三項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第四項中「市町村長」を「市町長」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第三十一条中「市町村」を「市町」に改める。

第三十三条第一項中「市町村」を「市町」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第三項中「市町村長」を「市町長」に、「当該市町村」を「当該市町」に改める。

第三十三条の五中「市町村民税」を「市町民税」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第三十三条の七中「市町村長」を「市町長」に、「市町村民税」を「市町民税」に改める。

第三十三条の八中「こえる」を「超える」に、「市町村長」を「市町長」に改める。

第三十九条の八、第三十九条の十四及び第三十九条の二十（各条の見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改める。

第五十七条第一項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第五十八条中「市町村長」を「市町長」に、「損かい」を「損壊」に改める。

第六十七条の八（見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改める。

第一百一条中「市町村」を「市町」に、「こえる」を「超える」に改める。

第一百七条の十五の見出し中「市町村」を「市町」に改め、同条中「市町村に」を「市町に」に、「当該市町村」を「当該市町」に、「市町村道」を「市町道」に改める。

附則第四条第二項、第三項、第五項及び第六項、附則第四条の二第二項及び第三項、附則第十五条の二第五項及び第六項、附則第十六条第二項、附則第十七条の二第六項、附則第十七条の二の二第二項、附則第十七条の二の四第一項、附則第十七条の三第二項及び第三項並びに附則第十七条の四の二第一項中「市町村長」を「市町長」に改める。

（一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第三条 一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

別表第五の一級の項中「萩市立弥富小学校」を「萩市立弥富小学校」に改め、「錦町立深須小学校」を削り、同表の二級の項中「防

府市立野島小学校」を「防府市立野島小学校」に改め、「岩国市立向峠小学校」を削る。

別表第六中「下松市立深浦小学校」を「下松市立深浦小学校」に改め、「本郷村立本郷小学校」を削り、「下松市立深浦中学校」を「下松市立深浦中学校」に改め、「本郷村立本郷中学校」を削る。

市立深浦中学校」に改め、「本郷村立本郷中学校」を削る。

別表第七中「本郷村立波野小学校」を「岩国市立波野小学校」に改める。
(山口県営住宅条例の一部改正)

第四条 山口県営住宅条例(昭和二十七年山口県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第二号中「市町村」を「市町」に改める。

別表第二浪の浦県営住宅の項の次に次のように加える。

掘田県営住宅	〃
上市県営住宅	〃

別表今津県営住宅の項の次に次のように加える。

高森県営住宅	〃
--------	---

別表中

掘田県営住宅	玖珂郡由宇町
上市県営住宅	玖珂郡玖珂町
高森県営住宅	玖珂郡周東町

を削る。

(山口県道路占用料徴収条例の一部改正)

第五条 山口県道路占用料徴収条例(昭和二十九年山口県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「町及び村の区域」を「町の区域」に改める。

(警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部改正)

第六条 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和二十九年山口県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県岩国警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

岩国市(山口県柳井警察署及び山口県玖珂西警察署の管轄区域を除く。)、玖珂郡

第二条の表山口県柳井警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

岩国市のうち平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町の区域、柳井市

第二条の表山口県玖珂西警察署の項を次のように改める。

山口県玖珂西警察署	岩 国 市	岩国市のうち平成十八年三月十九日における玖珂郡玖珂町及び周東町の区域
-----------	-------	------------------------------------

(山口県使用料手数料条例等の一部改正)

第七条 次に掲げる条例の規定中「市町村」を「市町」に改める。

- 一 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)別表第一の8の表二十二の項の備考2の一
- 二 山口県部制条例(昭和三十一年山口県条例第四十二号)第二条第三号(一)
- 三 財産の交換、無償貸付、譲与等に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五号)第七条第一項第十号
- 四 山口県知的障害者更生相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十二号)第三条第一号
- 五 山口県身体障害者更生相談所条例(昭和三十九年山口県条例第二十三号)第三条第一号
- 六 病虫害防除所等に関する条例(昭和三十九年山口県条例第七十四号)第二条
- 七 山口県文化財保護条例(昭和四十年山口県条例第十号)第九条及び第三十九条
- 八 山口県都市計画審議会条例(昭和四十四年山口県条例第二十二号)第二条第一項第三号及び第五号
- 九 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年山口県条例第五号)第二条第二項第二号及び同条第三項
- 十 山口県飼犬等取締条例(昭和四十七年山口県条例第五十二号)第十三条の二(見出しを含む。)
- 十一 山口県議会の議員の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例(昭和五十七年山口県条例第三十二号)第一条第二項及び第二条
- 十二 山口県企業立地資金貸付基金条例(昭和五十八年山口県条例第二号)第一条
- 十三 山口県資金積立基金条例(昭和六十年山口県条例第三号)第五条第五号

十四 山口県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十年山口県条例第二十四号)第五条第三項
十五 山口県行政手続条例(平成七年山口県条例第一号)第三条第二項

十六 山口県環境基本条例(平成七年山口県条例第三十五号)第四条第二項及び第二十五条

十七 山口県福祉のまちづくり条例(平成九年山口県条例第一号)第三条第二項、第十条及び第十二条

十八 山口県営特定公共賃貸住宅条例(平成九年山口県条例第三号)第四条第一項第二号

十九 山口県県民活動促進条例(平成十四年山口県条例第四号)第一条、第三条第三項、第五条(見出しを含む)、第十三条及び第十五条

第三項第四号

二十 山口県産業廃棄物税条例(平成十五年山口県条例第四十号)第二条第四号及び第五号

二十一 山口県循環型社会形成推進条例(平成十六年山口県条例第一号)第五条(見出しを含む)、第十三条、第十八条及び第二十一条第

三項

(山口県学校職員定数条例の一部改正)

第八条 山口県学校職員定数条例(昭和三十一年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「市町村立高等学校」を「市町立高等学校」に、「市町村立中学校」を「市町立中学校」に、「市町村立小学校」を「市町立小学校」に改める。

(山口県青少年健全育成条例の一部改正)

第九条 山口県青少年健全育成条例(昭和三十二年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の五第二項第二号中「市町村」を「市町」に改める。

第八条の二第二項中「山口市の区域に」の下に、「岩国市にあつては平成十八年三月十九日における岩国市の区域に」を加える。

(旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例等の一部改正)

第十条 次に掲げる条例の規定中「市町村長」を「市町長」に改める。

一 旅館業に係る営業施設の設置基準等を定める条例(昭和三十三年山口県条例第二号)第三条第四号

二 一般海域の利用に関する条例(平成十年山口県条例第三号)第一条第一号

三 開発行為等の許可の基準に関する条例(平成十三年山口県条例第三十三号)第四条第三項

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基く補助及び損失補償に関する条例の一部改正)

第十一条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法に基く補助及び損失補償に関する条例(昭和三十四年山口県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「市町村」を「市町」に改め、同条第一号の表中「こえ」を「超え」に改め、同条第二号中「かかる」を「係る」に改める。

第四条中「市町村」を「市町」に、「かかる」を「係る」に改める。

第五条中「市町村」を「市町」に改める。

第六条第一項中「市町村」を「市町」に、「基く」を「基づく」に、「すでに」を「既に」に改め、同条第二項中「すでに」を「既に」に改める。

第七条第一項及び第二項並びに第八条中「市町村」を「市町」に改める。

(山口県立自然公園条例の一部改正)

第十二条 山口県立自然公園条例(昭和三十五年山口県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「関係市町村」を「関係市町」に、「聞き」を「聴き」に改める。

第五条第一項中「関係市町村」を「関係市町」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第八条第二項及び第三項中「市町村」を「市町」に改める。

第十二条第一項中「関係市町村」を「関係市町」に改め、同条第四項中「若しくは区域」を「又は区域」に改める。

第十九条第一項及び第四項、第二十条、第二十二條並びに第二十七条中「市町村」を「市町」に改める。

(山口県防災会議条例及び山口県交通安全対策会議条例の一部改正)

第十三条 次に掲げる条例の規定中「市町村長及び市町村」を「市町長及び市町」に改める。

一 山口県防災会議条例(昭和三十七年山口県条例第三十九号)第二条第一項及び第二項

二 山口県交通安全対策会議条例(昭和四十五年山口県条例第四十二号)第二条第一項及び第二項

(山口県農業試験場条例の一部改正)

第十四条 山口県農業試験場条例(昭和三十九年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十四条、第二十条及び第二十六条中「市町村長、市町村農業委員会会長」を「市町長、市町農業委員会会長」に、「一」を「いずれか

に」に改める。

(山口県立高等学校等条例の一部改正)

第十五条 山口県立高等学校等条例(昭和三十九年山口県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立岩国総合高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立坂上高等学校	岩 国 市
山口県立広瀬高等学校	岩 国 市
山口県立高森高等学校	岩 国 市

別表中

山口県立坂上高等学校	玖珂郡美和町
山口県立広瀬高等学校	玖珂郡錦町

及び

山口県立高森高等学校

玖珂郡玖珂町

を削り、同表山口県立高森みどり中学校の項中「玖珂郡玖珂町」を

「岩国市」に改める。

(山口県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第十六条 山口県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年山口県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号の表小瀬川発電所の項中「玖珂郡美和町」を「岩国市」に改め、同表本郷川発電所の項中「玖珂郡本郷村」を「岩国市」に改め、同表生見川発電所の項中「玖珂郡美川町」を「岩国市」に改める。

(山口県市町村振興基金条例の一部改正)

第十七条 山口県市町村振興基金条例(昭和四十三年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山口県市町振興基金条例

第一条中「市町村(市町村)」を「市町(市町)」に、「市町村の」を「市町の」に、「山口県市町村振興基金」を「山口県市町振興基金」に改める。

第五条第一項中「の各号」を削り、「一を行う市町村」を「いずれかを行う市町」に改め、同条第二項中「市町村」を「市町」に改める。
(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第十八条 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和四十六年山口県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「市町村立学校職員」を「市町立学校職員」に改める。

第十七条の見出しを「(市町立学校職員に関する読替え)」に改め、同条中「市町村立学校職員」を「市町立学校職員」に、「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

(山口県公害防止条例の一部改正)

第十九条 山口県公害防止条例(昭和四十七年山口県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第九条中「市町村」を「市町」に改める。

第六十九条第二項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

(山口県地方港湾審議会条例及び山口県自然海浜保全地区条例の一部改正)

第二十条 次に掲げる条例の規定中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

一 山口県地方港湾審議会条例(昭和四十九年山口県条例第一号)第三条第二項第三号

二 山口県自然海浜保全地区条例(昭和五十六年山口県条例第二十三号)第二条第三項

(山口県自然環境保全条例の一部改正)

第二十一条 山口県自然環境保全条例(昭和四十九年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第九条第二項、第十七条第二項、第二十三条第二項及び第三十二条第二項中「市町村」を「市町」に改める。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例の一部改正)

第二十二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第三の四号営業の項及び五号営業の項並びに別表第四の五号営業の項中「山口市の区域に」の下に「、岩国市にあつては平成十八年三月十九日における岩国市の区域に」を加える。

(山口県流域下水道条例の一部改正)

第二十三条 山口県流域下水道条例(昭和六十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表周南流域下水道の項を次のように改める。

周南流域下水道	岩国市、光市及び周南市
---------	-------------

(山口県青少年交流施設条例の一部改正)

第二十四条 山口県青少年交流施設条例(平成九年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中「玖珂郡由宇町」を「岩国市」に改める。

(山口県環境影響評価条例の一部改正)

第二十五条 山口県環境影響評価条例(平成十年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項、第三項及び第七項、第七条、第十条並びに第十一条第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第十五条中「市町村長(以下「関係市町村長」を「市町長(以下「関係市町長」に改める。

第十九条、第二十条第二項及び第二十二条中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第二十五条第三項及び第二十六条第一項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第三十二条第一項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第三十五条第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第三十六条第二項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第三十九条第一項及び第三項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第四十三条第一項中「市町村長」を「市町長」に改め、同条第五項及び第六項中「関係市町村長」を「関係市町長」に改める。

第四十七条(見出しを含む。)中「市町村」を「市町」に改める。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二十六条 山口県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条（見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改める。

別表中「市町村」を「市町」に改め、同表第一号中「各市町村」を「各市町」に改め、同表第一号の二中、「由宇町、玖珂町、本郷村、周東町、錦町、美川町、美和町」を削り、同表第一号の三から第三号までの規定中「各市町村」を「各市町」に改め、同表第六号中「由宇町、本郷村、錦町、美川町、美和町」を削り、同表第十二号中「各市町村」を「各市町」に改め、同表第十四号の二及び第十五号から第十五号の三までの規定中「各町村」を「各町」に改め、同表第十八号の二中「防府市」の下に「岩国市」を加え、「玖珂町、錦町、美川町、美和町」を削り、同表第十九号中「各市町村」を「各市町」に改め、同表第二十六号の二中「玖珂町、周東町」を削り、同表第二十九号中「由宇町、玖珂町、周東町」を削り、同表第三十二号の二中「市町村」を「市町」に改め、同表第三十四号の五中「萩市」の下に「岩国市」を加え、「玖珂町、錦町、美川町、美和町」を削り、同表第三十五号八中「各市町村」を「各市町」に改める。

（山口県河川流水占用料等徴収条例の一部改正）

第二十七条 山口県河川流水占用料等徴収条例（平成十二年山口県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中		
市の区域	町の区域	村の区域
六百八十円	四百八十円	二百八十円
五百七十円	四百円	二百四十円
一千三百十円	千六百四十円	千百五十円
百六十円	百十円	六十円

を

市の区域	町の区域
六百八十円	四百八十円
五百七十円	四百円
一千三百十円	千六百四十円
百六十円	百十円

に改め

る。

(山口県男女共同参画推進条例の一部改正)

第二十八条 山口県男女共同参画推進条例(平成十二年山口県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第八条の見出しを「(市町男女共同参画計画の策定に関する助言等)」に改め、同条中「市町村」を「市町」に改める。

第十五条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

(砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例の一部改正)

第二十九条 砂防指定地における行為の規制及び砂防設備の管理に関する条例(平成十五年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

百九十円	百四十円	八十円
四百七十五円	三百五十円	二百円
六百三十円	四百四十円	二百五十円
三百六十円	二百四十円	百八十円

百九十円	百四十円
四百七十五円	三百五十円
六百三十円	四百四十円
三百六十円	二百四十円

別表中

市の区域	町の区域	村の区域
六百八十円	四百八十円	二百八十円
五円	三元	一元
五百七十円	四百円	二百四十円
二千三百十円	千六百四十円	千百五十円
百六十円	百十円	六十円

を

市の区域	町の区域
六百八十円	四百八十円
五円	三元
五百七十円	四百円
二千三百十円	千六百四十円
百六十円	百十円

に改める。

三百六十円	二百四十円	百九十円
六百三十円	四百四十円	百四十円
四百七十五円	三百五十円	八十円
二百四十円	二百円	

三百六十円	二百四十円	百九十円
六百三十円	四百四十円	百四十円
四百七十五円	三百五十円	

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第三十条 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「市町村教育委員会」を「市町教育委員会」に改める。

(山口県希少野生動植物種保護条例の一部改正)

第三十一条 山口県希少野生動植物種保護条例(平成十七年山口県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「関係市町村」を「関係市町」に改める。

第二十三条第二項及び第三項並びに第二十六条中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この条例は、平成十八年三月二十日から施行する。

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十三号

山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第三十二号口及び八を次のように改める。

口 法第三十一条の二第二項第十四号八又は第十五号二の認定をすること。

八 法第六十二条の三第四項第十四号八又は第十五号二の認定をすること。

別表第三十二号の二口及び八を次のように改める。

口 法第三十一条の二第二項第十四号八又は第十五号二の認定をすること。

八 法第六十二条の三第四項第十四号八又は第十五号二の認定をすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第五十四号

一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職に属する学校職員の給与に関する条例（昭和二十七年山口県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第五の一級の項中「徳地町立引谷小学校」を削り、同表の二級の項中「徳地町立柚野小学校」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県吏員恩給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第五十五号

山口県吏員恩給条例の一部を改正する条例

山口県吏員恩給条例（昭和八年山口県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第八条ノ三を次のように改める。

第八条ノ三 前条ノ場合ニ於テ恩給ノ請求及支給ノ請求ヲ為スベキ同順位者二人以上アルトキハ其ノ一人ガ為シタル請求ハ全員ノ為其ノ全額ニ付之ヲ為シタルモノト看做シ其ノ一人ニ対シテ為シタル支給ハ全員ニ対シテ之ヲ為シタルモノト看做ス

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

（退職給与金等を受けたことのある者に係る退職料又は扶助料の年額についての特例）

第二条 平成十七年三月三十一日以前に給与事由の生じた退職料又は扶助料で、山口県吏員恩給条例第二十六条第一項その他の法令又は条例の規定により、退職給与金、一時扶助料、恩給法（大正十二年法律第四十八号）の規定による一時恩給若しくは一時扶助料又は他の都道府県若しくは市町村の退職年金及び退職一時金に関する条例の規定による退職一時金を受けたことにより一定額を控除した額をもってその年額としているものについては、平成十七年四月分以降、当該控除をしない額をもってその年額とする。

（職権改定）

第三条 前条の規定による恩給年額の改定は、知事が受給者の請求を待たずに行う。

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十六号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八十三条中「左の」を「次の」に、「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第四号中「本号

及び次条第三項」を「この号及び次条第四項」に、「以下次条第三項」を「次条第四項」に、「もつばら」を「専ら」に改める。

第八十四条の二中「医療用具等ととう載した」を「医療機器等を搭載した」に改める。

第八十六条の第二第二項中「、第十二条（自動車の使用の本拠の位置が他の道府県から県内に変更された場合に限る。以下同じ。）」を削り、同条第三項中「、第十二条」を削る。

第八十六条の三第一項中「、第十二条」を削る。

第一百十条第二号中「第五十六条の二の四」を「第五十六条の二の五」に改める。

附則第十一条第八項中「施行令で定めるものの取得（）」を「バス、トラックその他の施行規則で定めるものの取得（第二項、）」に、「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日まで」を「平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「百分の一を」に改め、同項各号を削る。

附則第十五条の二第二項中「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第四項中「第三十一条の二第二項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」を「第三十一条の二第二項第十号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号」に、「同条第二項第十号から第十五号まで」を「同条第二項第十一号から第十六号まで」に改め、同条第六項中「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

附則第十七条の二第一項中「第三十七条の十第三項」を「第三十七条の十第二項」に改め、「及び次項」を削り、「。以下この項、次項及び第六項並びに次条第一項」を「。以下この項、次条第一項及び附則第十七条の二の三第一項」に、「第三項及び第四項」を「次項及び第三項」に、「（以下この項、次項及び第六項並びに次条第一項」を「（以下この項及び第五項並びに附則第十七条の二の三第一項」に、「第八項第一号」を「第七項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十七条の十第四項各号」を「第三十七条の十第三項各号」に、「、第一項」を「、前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十七条の十第五項」を「第三十七条の十第四項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同条第八項第二号中「附則第十七条の二第七項」を「附則第十七条の二第六項」に改め、同項を同条第七項とする。

附則第十七条の二の三第一項中「附則第三十五条の二の三第二項」を「附則第三十五条の二の六第二項」に改め、同条第二項中「第七項まで並びに前条第一項及び第二項」を「第六項まで及び前条第一項」に、「附則第十七条の二の三第一項」を「附則第十七条の二の四第一項」に、

「前条第一項前段」を「附則第十七条の二第一項前段」に改め、同条を附則第十七条の二の四とする。

附則第十七条の二の二第一項中、「（これに類するものとして施行令で定めるものを含む。以下この項及び次項において同じ。）」を削り、「前条第一項前段」を「附則第十七条の二第一項前段」に改め、「及び次項」を削り、「第三項」を「第二項」に、「同条第八項第一号」を「同条第七項第一号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第八項」を「附則第十七条の二第七項」に、「附則第十七条の二の二第一項」を「附則第十七条の二の三第一項」に改め、同項を同条第二項とし、同条を附則第十七条の二の次に次の一条を加える。

（特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第十七条の二の二 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理株式（以下この項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第十八条の二第一項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、施行令附則第十八条の二第四項の規定により、前項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第二十九条の三第一項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された同条第二項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第十七条の三第二項中「第八項」を「第七項」に改め、同条第四項中「第七項まで並びに第十七条の二の二第一項及び第二項」を「第六項まで及び第十七条の二の三第一項」に、「附則第十七条の二の二第一項」を「附則第十七条の二の三第一項」に、「前条第一項前段」を「附則第十七条の二第一項前段」に改め、同条第六項第一号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十三の二第一項」に改め、同項第二号中「第三十七条の十第二項」を「第三十七条の十一第一項第一号」に改め、同条第七項を削り、同条第八項中「第六項」を「前項」に改め、同項を同条第七項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 附則第十一条第八項の改正規定 平成十七年十月一日
 - 二 附則第十七条の二の改正規定、附則第十七条の二の次に一条を加える改正規定及び附則第十七条の二の二から第十七条の三までの改正規定 平成十八年一月一日
 - 三 第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の三第一項並びに附則第十五条の二の改正規定 平成十八年四月一日(県民税に関する経過措置)
- 2 平成十八年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者に係る改正後の山口県税賦課徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第二十九条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「三百円」とする。
- 3 平成十八年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)以下「法」という。)(第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、法及び改正後の条例の規定中所得割に関する部分(法第三十七条の三及び改正後の条例第二十八条を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の二に相当する額を控除する。この場合における改正後の条例第二十八条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第五十六号)附則第三項」とする。
- 4 平成十九年度分の個人の県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつた者に係る改正後の条例第二十九条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「六百円」とする。
- 5 平成十九年度分の個人の県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であつたものの所得割(法第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、法及び改正後の条例の規定中所得割に関する部分(法第三十七条の三及び改正後の条例第二十八条を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除する。この場合における改正後の条例第二十八条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは、「山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成十七年山口県条例第五十六号)附則第五項」とする。

6 改正後の条例附則第十七条の二の二の規定は、平成十七年四月一日以後に同条第一項に規定する事実が発生する場合について適用する。
(自動車税に関する経過措置)

7 改正後の条例第八十六条第二項及び第三項並びに第八十六条の三第一項の規定は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

8 改正後の条例附則第十一条第八項の規定は、平成十七年十月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前に行った改正前の山口県税賦課徴収条例附則第十一条第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

開発地区等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十七号

開発地区等における県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

開発地区等における県税の特例に関する条例(昭和三十九年山口県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名中「開発地区等」を「過疎地域等」に改める。

第一条中「、開発地区」及び「地域輸入促進計画又は」を削り、「輸入、購買等に資する」を「商業等の活性化の」に改める。

第二条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三条第一項を削り、同条第二項中「第五条第二号」を「第五条第一号」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「。第五条第三号」を「。第五条第二号」に、「及び第五条第三号」を「(昭和三十二年法律第二十六号。第五条第二号)」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第五条第四号」を「第五条第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第五条第四号」を「第五条第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第五条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第七条中「第四項」を「第三項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 平成十七年三月三十日以前に低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二条第一項に規定する低開発地域工業開発地区内において、改正前の開発地区等における県税の特例に関する条例第三条第一項に規定する設備を新設し、又は増設した者並びに同条例第五条第一号に規定する家屋及びその敷地である土地を取得した者に係る県税の課税免除については、なお従前の例による。

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第五十八号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の8の表二十六の項建築物建築等許可申請手数料に関する部分中、「第五十二条第九項、第十項又は第十三項」を、「第五十二条第十

項、第十一項又は第十四項」に、

建築物の二第一項ただし書の規定による建築物の高さの許可

一件につき

十六万円

を

建築物の二第一項ただし書の規定による建築物の高さの許可

一件につき

十六万円

に、

「同一敷地内認定建築物」を「一敷地内認定建築物」に、「同一敷地内許可建築物」を「一敷地内許可建築物」に、「複数建築物の許可」を

建築基準法第六十八
条第三項第二号の規
定による建築物の敷
地面積に関する特例
の許可

一件につき

十六万円

建築基準法第六十八
条第二項第二号の規
定による建築物の壁
面の位置に関する特
例の許可

一件につき

十六万円

建築基準法第六十八
条第一項第二号の規
定による建築物の高
さの許可

一件につき

十六万円

建築基準法第六十七
条第九項第二号
の規定による建築物
の防火間口率、高さ
に係る都市計画施設
又は防火間口率、高
さに関する特例の許
可

一件につき

十六万円

建築基準法第六十七
条第九項第二号
の規定による建築物
の防火間口率、高さ
に係る都市計画施設
又は防火間口率、高
さに関する特例の許
可

一件につき

十六万円

建築基準法第五十七
条の四第一項ただし
書の規定による建築
物の高さの許可

一件につき

十六万円

に、「複数建築物の位置」を「建築物の位置」に、

を

「建築物の許可」に改め、同項仮設建築物建築許可申請手数料に関する部分中、「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同表二十

七の項中

「建築物の許可」に改め、同項仮設建築物建築許可申請手数料に関する部分中、「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改め、同表二十

一件につき

二万七千円

を

建築物の第一項の規定による建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定

一件につき

二万七千円

に、「複数建築物に」を「建築物に」に、「同一敷地

建築物の第五項の規定による建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定

一件につき

二万七千円

内認定建築物」を「敷地内認定建築物」に、「複数建築物の」を「建築物の」に、

建築物の第六項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の厚さに関する制限の適用除外に係る認定

一件につき

二万七千円

を

建築物の第六項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の厚さに関する制限の適用除外に係る認定

一件につき

二万七千円

に改める。

条の八第一項の規定 による二以上の工事 の全体計画の認定	一件につき
建築基準法第八十六 条の八第三項の規定 による全体計画の変 更の認定	一件につき

一件につき	二万七千円
一件につき	二万七千円

一件につき	二万七千円
一件につき	二万七千円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山 口 県 知 事 二 井 関 成

山口県条例第五十九号

山口県資金積立基金条例の一部を改正する条例

山口県資金積立基金条例（昭和六十年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第六条中「、山口県緊急地域雇用創出特別基金」を削る。

別表山口県緊急地域雇用創出特別基金の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県民活動支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県条例第六十号

山口県知事 二 井 関 成

山口県民活動支援センター条例の一部を改正する条例

山口県民活動支援センター条例（平成十四年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条を第十二条とする。

第六条の見出しを「（指定管理者による管理）」に改め、同条中「財団法人やまぐち県民活動きらめき財団に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 第六条の規定により、県民活動支援センターの利用を拒むこと。

第六条に次の三項を加える。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が県民活動支援センターの管理に関する事務を行う場合における第六条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第六条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。

（指定管理者の指定）

第九条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、県民活動支援センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
二 事業計画書の内容が、県民活動支援センターの効用を十分に發揮するとともに、県民活動支援センターの管理に係る経費の縮減を図ることができものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち県民活動支援センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十条 知事は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第十一条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県民活動支援センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、県民活動支援センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第五条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第七条とする。

第四条の見出しを、「(利用の拒否)」に改め、同条中「使用する」を「利用する」に、「使用者」を「利用者」に、「一」を「いずれかに」、「使用を」を「利用を」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(開館日)

第四条 県民活動支援センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 月曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

（開館時間）

第五条 県民活動支援センターの開館時間は、午前九時から午後九時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県県民活動支援センター条例第六条の規定に基づき委託している県民活動支援センターの管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県セミナーパーク条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十一号

山口県セミナーパーク条例の一部を改正する条例

山口県セミナーパーク条例（平成七年山口県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十四条とする。

第八条第一項中「第四条各号」を「第五条各号」に、「財団」を「指定管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「財団」を「指定管理者」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(知事による管理の業務の実施)

第十三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めてセミナーパークの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由によりセミナーパークの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、セミナーパークの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、第五条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

第七条を削り、第六条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第九条 セミナーパークの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に關すること(知事が定めるものに限る。)
 - 二 第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 - 三 第五条の許可をすること。
 - 四 第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - 五 施設及び設備の維持管理に關すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項の使用日又は使用時間を変更する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - 3 指定管理者がセミナーパークの管理に關する事務を行う場合における第六条及び第七条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、セミナーパークの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、セミナーパークを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、セミナーパークの効用を十分に発揮するとともに、セミナーパークの管理に係る経費の縮減を図ることができること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうちセミナーパークの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）

第十一条 知事は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二十一条第一項に規定する個人情報（第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

第五条中「前条の」を「第五条の」に、「前条各号」を「同条各号」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（許可の制限）

第六条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - 二 セミナーパークの管理上支障があると認められるとき。
- 第三条の次に次の一条を加える。

(使用日及び使用時間)

第四条 次の表の上欄に掲げるセミナーパークの施設の使用日及び使用時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

施設 の 名 称	使 用 日	使 用 時 間
講堂 一般研修室 講師控室 社会福祉研修室 体育館 テニス場 クライミングウォール	一月四日から十二月二十八日までの日	午前九時から午後十時まで
介護実習室 リハビリテーション実習室 調理実習室	一月四日から十二月二十八日までの日	午前九時から午後五時まで
運動広場 芝生広場 クロスカントリーコース		午前九時から午後七時まで

交歓室		午後五時から午後八時まで
宿泊室	一月四日から十二月二十七日までの日	午後四時から翌日の午前九時まで

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日又は使用時間を変更することができる。

別表第一中「(第八条関係)」を「(第十二条、第十三条関係)」に改める。

別表第二中「(第八条関係)」を「(第十二条、第十三条関係)」に、「財団」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県セミナーパーク条例(以下「改正前の条例」という。)第七条の規定に基づき委託しているセミナーパークの管理に関する事務及び改正前の条例第八条第一項の規定に基づき財団にその収入として收受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県民文化ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十二号

山口県民文化ホール条例の一部を改正する条例

山口県民文化ホール条例(平成八年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十五条とする。

第七条第一項中「第三条各号」を「第六条各号」に、「財団」を「指定管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「財団」を「指定管理者」

に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(知事による管理の業務の実施)

第十四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県民文化ホールの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県民文化ホールの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、県民文化ホールの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、第六条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

第六条を削り、第五条を第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第十条 県民文化ホールの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - 四 第六条の許可をすること。
 - 五 第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - 六 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が県民文化ホールの管理に関する事務を行う場合における第七条及び第八条第二号の規定の適用については、これらの規定中

「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、県民文化ホールの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、県民文化ホールを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、県民文化ホールの効用を十分に発揮するとともに、県民文化ホールの管理に係る経費の縮減を図ることができるのであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち県民文化ホールの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二十条第一項に規定する個人情報(第十条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

第四条中「前条」を「第六条」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第八条とする。

第三条中「山口県民文化ホールいわくに(以下「県民文化ホール」という。))」を「県民文化ホール」に改め、同条を第六条とし、同条の次

に次の一条を加える。

(許可の制限)

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 県民文化ホールの管理上支障があると認められるとき。

第二条の次に次の三条を加える。

(業務)

第三条 山口県民文化ホール(以下「県民文化ホール」という。)は、次に掲げる業務を行う。

一 文化活動その他の学習活動の機会の提供に關すること。

二 文化活動その他の学習活動に關する情報及び資料の収集及び提供に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、文化の振興を圖るために必要な業務に關すること。

(開館日)

第四条 県民文化ホールは、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、毎日開館する。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第五条 県民文化ホールの開館時間は、午前九時から午後十時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

別表第一中、「(第七条関係)」を、「(第十三条、第十四条関係)」に改める。

別表第二中、「(第七条関係)」を、「(第十三条、第十四条関係)」に、「財団」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の次に三条を加える改正規定(第三条及び第四条に係る部分に限る。)は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県民文化ホール条例(以下「改正前の条例」という。)第六条の規定に基づき委託している県民文化ホールの管理に関する事務及び改正前の条例第七条第一項の規定に基づき財団にその収入として收受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県芸術村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十三号

山口県芸術村条例の一部を改正する条例

山口県芸術村条例(平成十年山口県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十五条とする。

第七条第一項中「第三条各号」を「第六条各号」に、「財団」を「指定管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「財団」を「指定管理者」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(知事による管理の業務の実施)

第十四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて芸術村の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により芸術村の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、芸術村の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないとき、認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、第六条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。第六条を削り、第五条を第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第十条 芸術村の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」といふ。）に行わせるものとする。

一 第三条各号に掲げる業務に関する事。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を短縮すること。

四 第六条の許可をすること。

五 第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

六 施設及び設備の維持管理に関する事。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が芸術村の管理に関する事務を行う場合における第七条及び第八条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

（指定管理者の指定）

第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」といふ。）は、規則で定めるところにより、芸術村の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」といふ。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、芸術村を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、芸術村の効用を十分に発揮するとともに、芸術村の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち芸術村の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第一二条第一項に規定する個人情報(第十条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。(の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

第四条中「前条」を「第六条」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第八条とする。

第三条中「秋吉台国際芸術村(以下「芸術村」という。))」を「芸術村」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(許可の制限)

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 芸術村の管理上支障があると認められるとき。

第二条の次に次の三条を加える。

(業務)

第三条 秋吉台国際芸術村(以下「芸術村」という。))は、次に掲げる業務を行う。

一 芸術に関する創造的活動の機会の提供に関すること。

二 芸術に関する講習に関すること。

三 芸術に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、芸術に係る人材の育成及び交流の促進に資するために必要な業務に関すること。

(開館日)

第四条 芸術村は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、毎日開館する。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第五条 芸術村の開館時間は、午前零時から午後十二時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を短縮することができる。

別表第一中「(第七条関係)」を「(第十三条、第十四条関係)」に改める。

別表第二中「(第七条関係)」を「(第十三条、第十四条関係)」に、「財団」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の次に三条を加える改正規定(第三条に係る部分に限る。)は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県芸術村条例(以下「改正前の条例」という。)第六条の規定に基づき委託している芸術村の管理に関する事務及び改正前の条例第七条第一項の規定に基づき財団にその収入として收受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県民芸術文化ホール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十四号

山口県民芸術文化ホール条例の一部を改正する条例

山口県民芸術文化ホール条例(平成十一年山口県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十五条とする。

第七条第一項中「第三条各号」を「第六条各号」に、「財団」を「指定管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「財団」を「指定管理者」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(知事による管理の業務の実施)

第十四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて県民芸術文化ホールの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により県民芸術文化ホールの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、県民芸術文化ホールの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないとき、認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、第六条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

第六条を削り、第五条を第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第十条 県民芸術文化ホールの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - 四 第六条の許可をすること。
 - 五 第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - 六 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が県民芸術文化ホールの管理に関する事務を行う場合における第七条及び第八条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、県民芸術文化ホールの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、県民芸術文化ホールを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、県民芸術文化ホールの効用を十分に発揮するとともに、県民芸術文化ホールの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち県民芸術文化ホールの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二十条第一項に規定する個人情報(第十条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。()の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

第四条中「前条」を「第六条」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第八条とする。

第三条中「山口県民芸術文化ホールなごと（以下「県民芸術文化ホール」という。）」を「県民芸術文化ホール」に改め、同条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（許可の制限）

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 県民芸術文化ホールの管理上支障があると認められるとき。

第二条の次に次の三条を加える。

（業務）

第三条 山口県民芸術文化ホールなごと（以下「県民芸術文化ホール」という。）は、次に掲げる業務を行う。

- 一 芸術活動その他の文化活動の機会の提供に関すること。
- 二 芸術活動その他の文化活動に関する情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、伝統的な芸能その他の芸術の振興を図るために必要な業務に関すること。

（開館日）

第四条 県民芸術文化ホールは、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、毎日開館する。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

（開館時間）

第五条 県民芸術文化ホールの開館時間は、午前九時から午後十時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

別表第一中「（第七条関係）」を「（第十三条、第十四条関係）」に改める。

別表第二中「（第七条関係）」を「（第十三条、第十四条関係）」に、「財団」を「指定管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の次に三条を加える改正規定（第三条及び第四条に係る部分に限る。）は、平成十八

年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県民芸術文化ホール条例(以下「改正前の条例」という。)第六条の規定に基づき委託している県民芸術文化ホールの管理に関する事務及び改正前の条例第七条第一項の規定に基づき財団にその収入として収受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県母子福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十五号

山口県母子福祉施設条例の一部を改正する条例

山口県母子福祉施設条例(昭和四十六年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(開館日)

第四条 母子福祉センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。
第五条を第十二条とし、第四条の次に次の七条を加える。

(開館時間)

第五条 母子福祉センターの開館時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(利用の拒否)

第六条 知事は、母子福祉センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- 二 知事の指示に従わないとき。

(弁償)

第七条 利用者は、母子福祉センターの施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもつてその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第八条 母子福祉センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

- 一 第三条各号に掲げる業務に関すること。
 - 二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - 三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - 四 第六条の規定により、母子福祉センターの利用を拒むこと。
 - 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 4 指定管理者が母子福祉センターの管理に関する事務を行う場合における第六条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第九条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、母子福祉センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、母子福祉センターの効用を十分に発揮するとともに、母子福祉センターの管理に係る経費の縮減を図ることができものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち母子福祉センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）

第十条 知事は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（知事による管理の業務の実施）

第十一条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて母子福祉センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により母子福祉センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にか

かわらず、母子福祉センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県母子福祉施設条例第四条の規定に基づき委託している母子福祉センターの管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十六号

身体障害者更生援護施設条例の一部を改正する条例

身体障害者更生援護施設条例(昭和四十八年山口県条例第七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三条」を「第十三条の四」に改める。

第十三条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「社会福祉法人山口県社会福祉事業団に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下この章において「指定管理者」という。)(に行わせる)」に改める。

第三章中第十三条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定)

第十三条の二 知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)(は、規則で定めるところにより、華南園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)(に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、華南園を使用する者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、華南園の効用を十分に發揮するとともに、華南園の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行つたときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち華南園の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十三条の三 知事は、第十三条の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第十三条各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。()の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第十三条の四 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて華南園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により華南園の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第十三条の規定にかかわらず、華南園の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第十九条の次に次の二条を加える。

(開館日)

第十九条の二 聴覚障害者情報センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 水曜日

- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日
 - 三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。（開館時間）
- 第十九条の三 聴覚障害者情報センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、日曜日及び土曜日は、午前九時から午後九時までとする。
- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。
- 第二十三条の見出しを、「（指定管理者による管理等）」に改め、同条中「社会福祉法人山口県聴覚障害者福祉協会に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下この条において「指定管理者」という。）に行わせる」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。
- 二 第十九条の第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - 三 第十九条の第三項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - 四 第二十一条の規定により、聴覚障害者情報センターの利用を拒むこと。
- 第二十三条に次の四項を加える。
- 2 指定管理者は、前項第二号の規定により第十九条の二第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならぬ。
 - 3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第十九条の三第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - 4 指定管理者が聴覚障害者情報センターの管理に関する事務を行う場合における第二十一条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。
 - 5 第十三条の二から第十三条の四までの規定は、第一項の規定により指定管理者を指定する場合について準用する。この場合において、第十三条の二第三項、第四項第一号及び第二号並びに第六項中「華南園」とあるのは「聴覚障害者情報センター」と、第十三条の三中「第十三条各号」とあるのは「第二十三条第一項各号」と、第十三条の四中「華南園」とあるのは「聴覚障害者情報センター」と、「第十三条」とある

のは「第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の身体障害者更生援護施設条例第十三条及び第二十三条の規定に基づき委託している華南園及び聴覚障害者情報センターの管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十七号

知的障害者援護施設条例の一部を改正する条例

知的障害者援護施設条例(昭和五十二年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「者」の下に、「(以下「使用者」という。)」を加える。

第六条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「社会福祉法人山口県社会福祉事業団に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)(に行わせる)」に改める。

第七条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定)

第七条 知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)(は、規則で定めるところにより、たちはな園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)(に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、使用者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、たちばな園の効用を十分に発揮するとともに、たちばな園の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうちたちばな園の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第八条 知事は、第六条の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第六条各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(知事による管理の業務の実施)

第九条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めてたちばな園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由によりたちばな園の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第六条の規定にかかわらず、たちばな園の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の知的障害者援護施設条例第六条の規定に基づき委託しているたけな園の管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十八号

児童福祉施設条例の一部を改正する条例

児童福祉施設条例(昭和三十九年山口県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十四条」を「第十四条の四」に改める。

第十四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第十四条 華の浦学園の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下この章において「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

一 第十一条各号に掲げる業務に関すること。

二 施設及び設備の維持管理に関すること。

第四章中第十四条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定)

第十四条の二 知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、華の浦学園の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、華の浦学園を使用する者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、華の浦学園の効用を十分に発揮するとともに、華の浦学園の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち華の浦学園の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十四条の三 知事は、第十四条の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第十四条各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。(の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。)

(知事による管理の業務の実施)

第十四条の四 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて華の浦学園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により華の浦学園の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第十四条の規定にかかわらず、華の浦学園の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第十七条を次のように改める。

(指定管理者による管理等)

第十七条 みほり学園の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(次項において「指定管

理者」という。)に行わせるものとする。

一 第十五条各号に掲げる業務に関すること。

二 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 第十四条の二から第十四条の四までの規定は、前項の規定により指定管理者を指定する場合について準用する。この場合において、第十四条の二第三項、第四項第一号及び第二号並びに第六項中「華の浦学園」とあるのは「みほり学園」と、第十四条の三中「第十四条各号」とあるのは「第十七条第一項各号」と、第十四条の四中「華の浦学園」とあるのは「みほり学園」と、「第十四条」とあるのは「第十七条第一項」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の児童福祉施設条例第十四条及び第十七条の規定に基づき委託している華の浦学園及びみほり学園の管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第六十九号

山口県健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

山口県健康づくりセンター条例(平成九年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十五条とする。

第八条第一項中「第四条各号」を「第六条各号」に、「財団」を「指定管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「財団」を「指定管理者」に改め、同条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(知事による管理の業務の実施)

第十四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて健康づくりセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により健康づくりセンターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、健康づくりセンターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、第六条各号に掲げる施設の使用につき、別表第一に掲げる基準額に相当する額と別表第二に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

第七条を削り、第六条を第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第十条 健康づくりセンターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。
 - 二 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。
 - 三 第六条の許可をすること。
 - 四 第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - 五 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第一号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 3 指定管理者は、第一項第二号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。
- 4 指定管理者が健康づくりセンターの管理に関する事務を行う場合における第七条及び第八条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、健康づくりセンターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、健康づくりセンターを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、健康づくりセンターの効用を十分に発揮するとともに、健康づくりセンターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち健康づくりセンターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定による指定が困難又は不相当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(指定管理者が講ずべき措置)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二十条第一項に規定する個人情報（第十条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

第五条中「前条」を「第六条」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第八条とする。

第四条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(許可の制限)

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - 二 健康づくりセンターの管理上支障があると認められるとき。
- 第三条の次に次の二条を加える。

(開館日)

第四条 健康づくりセンターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第五条 健康づくりセンターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

別表第一中「(第八条関係)」を「(第十三条、第十四条関係)」に改め、同表の一の項の備考の(四)中「(昭和二十三年法律第七十八号)」を削る。

別表第二中「(第八条関係)」を「(第十三条、第十四条関係)」に、「財団」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県健康づくりセンター条例(以下「改正前の条例」という。)(第七条の規定に基づき委託している健康づくりセンター)の管理に関する事務及び改正前の条例第八条第一項の規定に基づき財団にその収入として收受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県自然公園施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七十号

山口県自然公園施設条例の一部を改正する条例

山口県自然公園施設条例(平成七年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第七条を第十二条とし、第六条を削り、第五条を第七条とし、同条の次に次の四条を加える。

(指定管理者による管理)

第八条 自然公園施設の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)(に行わせるものとする。

一 第三条各号に掲げる業務に関すること。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 第六条の規定により、自然公園施設の利用を拒むこと。

五 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が自然公園施設の管理に関する事務を行う場合における第六条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第九条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)(は、規則で定めるところにより、自然公園施設の管理に係る事

業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、自然公園施設の効用を十分に発揮するとともに、自然公園施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち自然公園施設の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）

第十条 知事は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（知事による管理の業務の実施）

第十一条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて自然公園施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により自然公園施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、自然公園施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第四条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（開館日）

第四条 自然公園施設は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 火曜日（火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い休日以外の日）
- 二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

（開館時間）

第五条 自然公園施設の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県自然公園施設条例第六条の規定に基づき委託している自然公園施設の管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県立自然観察公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七十一号

山口県立自然観察公園条例の一部を改正する条例

山口県立自然観察公園条例（平成十三年山口県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十四条とする。

第八条中「財団」を「指定管理者」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(知事による管理の業務の実施)

第十三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて自然観察公園の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により自然観察公園の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、自然観察公園の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、別表に掲げる施設の使用につき、同表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

第七条の見出しを、「(指定管理者による管理)」に改め、同条第一項中、「財団法人山口県施設管理財団(以下「財団」という。)(に委託する)」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)(に行わせる)」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開園時間を延長し、又は短縮すること。

四 第七条の規定により、自然観察公園の使用を拒むこと。

第七条に次の三項を加える。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園する場合には、知事の承認を得なければならぬ。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開園時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が自然観察公園の管理に関する事務を行う場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第七条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の指定)

第十条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、自然観察公園の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によって、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、自然観察公園を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、自然観察公園の効用を十分に発揮するとともに、自然観察公園の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち自然観察公園の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）

第十一条 知事は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第

二条第一項に規定する個人情報（第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定

管理者が講ずべき措置を明らかにしなければならない。

第六条を第八条とする。

第五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（開園日）

第四条 自然観察公園は、次に掲げる日を除き、毎日開園する。

一 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるとき

は、その日後において最も近い休日以外の日)
二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開園し、又は臨時に閉園することができる。
(開園時間)

第五条 自然観察公園の開園時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開園時間を延長し、又は短縮することができる。

別表中「(第四条、第八条関係)」を「(第六条、第十二条、第十三条関係)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県立自然観察公園条例(以下「改正前の条例」という。)第七条の規定に基づき委託している自然観察公園の管理に関する事務及び改正前の条例第八条第一項の規定に基づき財団にその収入として収受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県国際総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七十二号

山口県国際総合センター条例の一部を改正する条例

山口県国際総合センター条例(平成八年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十四条とする。

第八条第一項中「別表第一及び別表第二」を「別表第二及び別表第三」に、「財団」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「別表第一又は

別表第二」を「別表第二又は別表第三」に、「財団」を「指定管理者」に、「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第三項中「財団」を「指定管理者」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(知事による管理の業務の実施)

第十三条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて国際総合センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により国際総合センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、国際総合センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でない認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、別表第二及び別表第三に掲げる施設の使用につき、別表第二及び別表第三に掲げる基準額に相当する額と別表第四に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

第七条を削り、第六条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第九条 国際総合センターの管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第三条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。
 - 二 第四条の許可をすること。
 - 三 第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。
 - 四 施設及び設備の維持管理に関すること。
- 2 指定管理者は、前項第一号の規定により第三条第一項の使用日又は使用時間を変更する場合には、知事の承認を得なければならない。
 - 3 指定管理者が国際総合センターの管理に関する事務を行う場合における第五条及び第七条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
 - 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、国際総合センターの管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。
 - 一 事業計画書の内容が、国際総合センターを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画書の内容が、国際総合センターの効用を十分に発揮するとともに、国際総合センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - 三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
 - 5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
 - 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち国際総合センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
 - 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
 - 8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
- （指定管理者が講ずべき措置）
- 第十一条 知事は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二十一条第一項に規定する個人情報（第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。
- 第五条中「第三条」を「第四条」に、「別表第一」を「別表第二」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第七条とする。
- 第四条中「別表第二」を「別表第三」に改め、同条を第六条とする。
- 第三条中「山口県国際総合センター（以下「国際総合センター」という。）を「国際総合センター」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（許可の制限）

第五条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 国際総合センターの管理上支障があると認められるとき。

第二条の次に次の一条を加える。

(使用日及び使用時間)

第三条 別表第一の上欄に掲げる山口県国際総合センター(以下「国際総合センター」という。)の施設の使用日及び使用時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日又は使用時間を変更することができる。

別表第三中「(第八条関係)」を「(第十二条、第十三条関係)」に、「財団」を「指定管理者」に改め、同表を別表第四とする。

別表第二中「(第四条、第八条関係)」を「(第六条、第十二条、第十三条関係)」に改め、同表の一の項の備考一中「中学校」の下に、「中等教育学校の前期課程」を加え、同備考に次のように加える。

三 小学校就学の始期に達するまでの者が使用する場においては、利用料金を徴収しないものとする。

別表第二を別表第三とする。

別表第一中「(第三条、第五条、第八条関係)」を「(第四条、第七条、第十二条、第十三条関係)」に改め、同表の五の項中

午前九時から午後一時まで	一万五千四十円
午後一時から午後五時まで	一万五千四十円
午後五時から午後十時まで	一万八千七百九十円

を

午前九時から午後十時までの一時間につき	三千七百六十円
---------------------	---------

に改め、同表の六の項中

午前九時から午後一時まで	三千八百八十円
--------------	---------

<p>午前九時から午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで</p>	<p>六千五百三十円 六千五百三十円 八千百六十円</p>	<p>を</p>
<p>午前九時から午後十時までの一時間につき</p>	<p>二千五十円</p>	<p>に改め、同表の九の項中</p>
<p>午前九時から午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで</p>	<p>八千二百十円 八千二百十円 一万二百六十円</p>	<p>を</p>
<p>午前九時から午後十時までの一時間につき</p>	<p>千百円</p>	<p>に改め、同表の八の項中</p>
<p>午前九時から午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで</p>	<p>四千三百九十円 四千三百九十円 五千四百八十円</p>	<p>を</p>
<p>午前九時から午後十時までの一時間につき</p>	<p>九百七十円</p>	<p>に改め、同表の七の項中</p>
<p>午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで</p>	<p>三千八百八十円 四千八百四十円</p>	<p>を</p>

別表第一(第三条関係)

<p>午前九時から午後十時までの一時間につき</p>	<p>八百四十円</p>
<p>午前九時から午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで</p>	<p>三千三百七十円 三千三百七十円 四千二百十円</p>
<p>午前九時から午後十時までの一時間につき</p>	<p>千三百五十円</p>
<p>午前九時から午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで</p>	<p>五千四百十円 五千四百十円 六千七百六十円</p>
<p>午前九時から午後十時までの一時間につき</p>	<p>七百八十円</p>
<p>午前九時から午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後十時まで</p>	<p>三千百十円 三千百十円 三千八百九十円</p>
<p>午前九時から午後十時までの一時間につき</p>	<p>千六百三十円</p>

に改め、同表を別表第二とし、同表の前に次の一表を加える。

を

に改め、同表の十四の項中

を

に改め、同表の十一の項中

を

に改め、同表の十の項中

(施行期日)

附 則

<p>駐車場</p>	<p>海峽ゆめタワー</p>	<p>和室 応接室 第二特別応接室 第一特別応接室 九〇一会議室 八〇六会議室 八〇五会議室 八〇四会議室 八〇三会議室 八〇二会議室 八〇一大会議室 海峽ホール 国際会議場 イベントホール 展示見本市会場</p>	<p>施設 の 名 称</p>
<p>一月一日から十二月三十一日までの日</p>	<p>一月四日から十二月二十八日までの日</p>	<p>一月四日から十二月二十八日までの日</p>	<p>使 用 日</p>
<p>午前七時三十分から午後十一時まで</p>	<p>午前九時三十分から午後九時三十分まで</p>	<p>午前九時から午後十時まで</p>	<p>使 用 時 間</p>

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県国際総合センター条例(以下「改正前の条例」という。)第七条の規定に基づき委託している国際総合センターの管理に関する事務及び改正前の条例第八条第一項の規定に基づき財団にその収入として収受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県二十一世紀の森施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七十三号

山口県二十一世紀の森施設条例の一部を改正する条例

山口県二十一世紀の森施設条例(昭和五十八年山口県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十五条とする。

第八条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する法人で知事が定めるものに委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)(に行わせる)」に改め、第二号を第六号とし、第一号の次に次の四号を加える。

二 第四条第三項の規定により、同条第一項各号若しくは同条第二項各号に掲げる日に開館し、若しくは開場し、又は臨時に閉館し、若しくは閉場すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 第六条の許可をすること。

五 第八条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

第八条に次の三項を加える。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号若しくは同条第二項各号に掲げる日に開館し、若しくは開場し、又は臨時に閉館

し、若しくは閉場する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が二十一世紀の森施設の管理に関する事務を行う場合における第七条及び第八条第二号の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第八条を第十条とし、同条の次に次の四条を加える。

(指定管理者の指定)

第十一条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、二十一世紀の森施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、二十一世紀の森施設を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、二十一世紀の森施設の効用を十分に発揮するとともに、二十一世紀の森施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち二十一世紀の森施設の管理を最も適切に行つことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(指定管理者が講ずべき措置)

第十二条 知事は、第十条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第

二条第一項に規定する個人情報(第十条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。()の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(利用料金)

第十三条 第六条各号に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。
(知事による管理の業務の実施)

第十四条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて二十一世紀の森施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により二十一世紀の森施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第十条第一項の規定にかかわらず、二十一世紀の森施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないとき、認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、第六条各号に掲げる施設の使用につき、別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。
第七条を第九条とし、第六条を削る。

第五条中「前条」を「第六条」に、「規則で定める」を「同条各号に掲げる」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第八条とする。

第四条中「規則で定める」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 研修室
- 二 木工芸実習室
- 三 キャンプ場

第四条を第六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(許可の制限)

第七条 知事は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - 二 二十一世紀の森施設の管理上支障があると認められるとき。
- 第三条の次に次の二条を加える。

(開館日等)

第四条 二十一世紀の森・森林学習展示館は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 火曜日(火曜日が国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い休日以外の日)

二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 夏木原キャンプ場は、次に掲げる日を除き、毎日開場する。

- 一 前項第一号に掲げる日

二 十一月一日から翌年の三月三十一日までの日

3 知事は、特に必要があると認めるときは、第一項各号若しくは前項各号に掲げる日に開館し、若しくは開場し、又は臨時に閉館し、若しくは閉場することができる。

(開館時間)

第五条 二十一世紀の森・森林学習展示館の開館時間は、午前九時から午後四時三十分までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。
 附則の次に次の別表を加える。

別表(第十三条、第十四条関係)

施設の名称		区分	単位	基準額
専用	使用	専用	一時間につき	九百五十円

<p>一 研 修 室</p>	<p>備考 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校（大学を除く。）、主として十九歳未満の者が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として集団宿泊研修、野外活動等を行うために使用する場合においては、利用料金を徴収しないものとする。</p>								
<p>二 室 木 工 芸 実 習</p>	<p>備考 一の項の備考は、この場合に準用する。</p>								
<p>三 キ ャ ン プ 場</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="692 499 863 640"> <p>個人使用</p> </td> <td data-bbox="692 640 863 864"> <p>青少年キャンプ場</p> </td> <td data-bbox="692 864 863 1391"> <p>一日一人につき</p> </td> <td data-bbox="692 1391 863 1720"> <p>五百円の範囲内で知事が定める額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="384 499 692 640"> <p>備考</p> </td> <td data-bbox="384 499 692 864"> <p>家族キャンプ場</p> </td> <td data-bbox="384 864 692 1391"> <p>一日一棟につき</p> </td> <td data-bbox="384 1391 692 1720"> <p>三千九百七十円の範囲内で知事が定める額</p> </td> </tr> </table> <p>一の項の備考は、この場合に準用する。</p> <p>二の項の備考は、この場合に準用する。</p>	<p>個人使用</p>	<p>青少年キャンプ場</p>	<p>一日一人につき</p>	<p>五百円の範囲内で知事が定める額</p>	<p>備考</p>	<p>家族キャンプ場</p>	<p>一日一棟につき</p>	<p>三千九百七十円の範囲内で知事が定める額</p>
<p>個人使用</p>	<p>青少年キャンプ場</p>	<p>一日一人につき</p>	<p>五百円の範囲内で知事が定める額</p>						
<p>備考</p>	<p>家族キャンプ場</p>	<p>一日一棟につき</p>	<p>三千九百七十円の範囲内で知事が定める額</p>						

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県二十一世紀の森施設条例第八条の規定に基づき委託している二十一世紀の森施設の管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の6の表四の項を次のように改める。

四 削除

山口県栽培漁業センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七十四号

山口県栽培漁業センター条例の一部を改正する条例

山口県栽培漁業センター条例(昭和三十九年山口県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条を削る。

第五条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「社団法人山口県栽培漁業公社に委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる」に改め、同条第一号中「第三条各号」を「前条各号」に改め、同条を第四条とする。

第六条を第八条とし、同条の前に次の三条を加える。

(指定管理者の指定)

第五条 知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、栽培漁業センターの管理に係

る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、栽培漁業センターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、栽培漁業センターの効用を十分に発揮するとともに、栽培漁業センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち栽培漁業センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）

第六条 知事は、第四条の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）（第二条第一項）に規定する個人情報（第四条各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（知事による管理の業務の実施）

第七条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて栽培漁業センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により栽培漁業センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第四条の規定にかかわらず、栽培漁業センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県栽培漁業センター条例第五条の規定に基づき委託している栽培漁業センターの管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の7の表七の項を削る。

山口県漁港管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七十五号

山口県漁港管理条例の一部を改正する条例

山口県漁港管理条例(昭和三十五年山口県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

(許可の制限)

第十二条の三 知事は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 甲種漁港施設の管理上支障があると認められるとき。

第十三条第一項中「前条第四項」を「第十二条の二第四項」に改める。

第十五条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第十五条 甲種漁港施設の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務(知事が定める甲種漁港施設に係るものに限る。)は、法人その他の団体

であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 第十一条の規定による届出を受理すること。

二 第十二条の二第一項の許可をすること。

三 第十二条の二第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

四 第十二条の二第四項の規定による協議を受けること。

五 第十四条第一項の規定により、第十二条の二第一項の許可を取り消し、又はその条件を変更すること。

六 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者が甲種漁港施設の管理に関する事務を行う場合における第十二条の二第三項及び第十二条の三の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第十九条を第二十二条とし、第十八条を第二十一条とする。

第十七条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条第一項を次のように改める。

第十五条第一項の規定により指定管理者に管理を行わせる甲種漁港施設で知事が定めるものの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

第十六条第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

第十六条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（知事による管理の業務の実施）

第十九条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて甲種漁港施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により甲種漁港施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該甲種漁港施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、前条の規定は、適用しない。

第十五条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の指定)

第十六条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、甲種漁港施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、甲種漁港施設を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、甲種漁港施設の効用を十分に発揮するとともに、甲種漁港施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち甲種漁港施設の管理を最も適切に行つことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十七条 知事は、第十五条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)

第二条第一項に規定する個人情報(第十五条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

別表第一中「第十六条関係」を「第十八条関係」に改める。

別表第二中「第十六条関係」を「第十八条関係」に、「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改め

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県漁港管理条例(以下「改正前の条例」という。)第十五条の規定に基づき委託している甲種漁港施設の管理に関する事務及び改正前の条例第十六条第一項の規定に基づき管理受託者による収入として收受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県松陰記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七十六号

山口県松陰記念館条例の一部を改正する条例

山口県松陰記念館条例(平成四年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「紹介する」の下に「とともに、道路を利用する者の利便の増進を図る」を加える。

第七条を第十二条とする。

第六条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条に規定する法人で知事が定めるものに委託する」を「法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)(に行わせる)」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 第六条の規定により、記念館の利用を拒むこと。

第六条に次の三項を加える。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者が記念館の管理に関する事務を行う場合における第六条第二号の規定の適用については、同号中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第六条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定)

第九条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、記念館の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、記念館の効用を十分に発揮するとともに、記念館の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち記念館の管理を最も適切に行うことができるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十条 知事は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（知事による管理の業務の実施）

第十一条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて記念館の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により記念館の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、記念館の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第五条を第七条とする。

第四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

（開館日）

第四条 記念館は、十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除き、毎日開館する。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

（開館時間）

第五条 記念館の開館時間は、午前九時から午後六時までとする。ただし、一月、二月及び十二月は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県松陰記念館条例第六条の規定に基づき委託している記念館の管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七十七号

山口県立都市公園条例の一部を改正する条例

山口県立都市公園条例（昭和四十八年山口県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（公園施設の使用日及び使用時間）

第二条 次の表の第一欄に掲げる都市公園に設けた同表の第二欄に掲げる公園施設の使用日及び使用時間は、それぞれ同表の第三欄及び第四欄に掲げるとおりとする。

都市公園の名称	公園施設の名称	使用日	使用時間
維新百年記念公園	陸上競技場（主競技場）	一月四日から十二月二十八日までの日	午前八時三十分から午後七時まで
	ラグビー・サッカー場		午前八時三十分から午後七時まで
	陸上競技場（補助競技場）		午前六時三十分から午後七時まで
	球技場		午前六時三十分から午後七時まで
	テニスコート		午前六時三十分から午後十時まで
	スポーツ文化センター		午前九時から午後十時まで

柳井ウェルネス パーク	温水利用型健康 運動施設	テニ ス 場	多 目 的 体 育 館		野 球 場	多 目 的 広 場	片 添 ヶ 浜 海 浜 公 園	テニ ス 場	オ ー ト キ ャ ン プ 場	山 口 県 立 江 汐 公 園	テニ ス 場	キ ャ ン プ 場	野 外 音 楽 堂	弓 道 場	
		一月四日から十二月二十八日までの日	一月四日から十二月二十八日までの日	一月四日から十二月二十八日までの日											一月四日から十二月二十八日までの日
午前十時から午後九時まで		午前六時三十分から午後十時まで	午前九時から午後十時まで	午前六時三十分から午後十時まで	午前六時三十分から午後十時まで	午前六時三十分から午後十時まで	午前六時三十分から午後十時まで	午前六時三十分から午後十時まで	午前六時三十分から午後十二時まで	午前六時三十分から午後十時まで	午前八時三十分から午後七時まで	午前零時から午後十二時まで	午前零時から午後十二時まで		

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日又は使用時間を変更することができる。

第七条第一項中「別表第一」を「第二条の表の第二欄」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(許可の制限)

第七条の二 知事は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 都市公園の管理上支障があると認められるとき。

第十条中「、第三条第一項又は第七条第一項」を「又は第三条第一項」に改める。

第十四条を次のように改める。

(指定管理者による管理)

第十四条 公園施設（山口県立亀山公園及び山口県立火の山公園並びに法第五条第一項の許可に係るものを除く。以下同じ。）の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 第二条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

二 第三条第一項の許可をすること。

三 第三条第三項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

四 第七条第一項の許可をすること。

五 第七条第二項の規定により、同条第一項の許可に条件を付すること。

六 第十一条第一項の規定により、第三条第一項又は第七条第一項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。

七 公園施設の利用に関すること（知事が定めるものに限る。）。

八 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第一号の規定により第二条第一項の使用日又は使用時間を変更する場合には、知事の承認を得なければならない。

3 指定管理者が公園施設の管理に関する事務を行う場合における第三条第二項及び第七条の二の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

第十七条中「一」を「い」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条を第十九条とする。

第十五条第一項中「別表第二」を「別表第一及び別表第二」に、「管理受託者（前条の規定により当該公園施設の管理の委託を受けた者をいう。以下同じ。）」を「指定管理者」に改め、同条第二項中「利用料金は、」の下に「別表第一又は」を加え、「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条第三項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

(知事による管理の業務の実施)

第十八条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて公園施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により公園施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第十四条第一項の規定にかかわらず、公園施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないとき、別表第一及び別表第二に掲げる公園施設の使用につき、別表第一及び別表第二に掲げる基準額に相当する額と別表第三に掲げる金額を合算した額の使用料を徴収する。

第十四条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の指定)

第十五条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、規則で定めるところにより、公園施設の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、公園施設を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、公園施設の効用を十分に発揮するとともに、公園施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち公園施設の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規

定による指定をすることができる。

8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
 (指定管理者が講ずべき措置)

第十六条 知事は、第十四条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第二条第一項に規定する個人情報(第十四条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第十七条、第十八条関係)

都市公園の名称	区	分			
		単	位	基	準
				額	
維新百年記念公園 山口県立江汐公園 片添ヶ浜海浜公園 萩ウエルネスパーク 柳井ウエルネスパーク	公園施設の利 用(第三条第 一項の許可に 係るものに限 る。)	物品の販売、宣伝、募金 その他これらに類するもの	一日につき	千八十円	
		業として行う写真の撮影	一台一日につき	千八十円	
		業として行う映画の撮影 及び興業	一日につき	一万八百八十円	
		競技会、集会、展示会、 博覧会その他これらに類 する催物(仮設工作物を除 く。)	一日につき	一万八百八十円	

備考
週、日又は時間を単位とするときの利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額を基準として知事が定める。

別表第二中、「(第十五条関係)」を、「(第十七条、第十八条関係)」に改め、同表山口県立江汐公園の項の前に次のように加える。

		技主 場競		(一) 専用使用
も収料にの入 のし金類他場 なをすこ料 い徴るれそ		の収料にの入 す金類他場 るをすこ料 も徴るれそ		
午前六時三十分から午前八時三十分まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前六時三十分から午後五時まで 午前六時三十分から午後七時まで 午前八時三十分から午後五時まで	午前六時三十分から午前八時三十分まで 午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで	午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前八時三十分から午後五時まで 午前八時三十分から午後七時まで 延長料一時間につき	五万四千二百四十円 六万二千元 三万八千七百四十円 十一万六千二百五十円 十五万五千元 二万三千二百四十円	六千七百六十円 七千七百三十円 四千八百三十円 一万四千五百十円 一万九千三百五十円 二千八百九十円
千六百十円 二千二百五十円 二千五百七十円 千六百十円 六千四百四十円 八千五十円 四千三百七十円				

場陸上競技		場競補技助	
(三) 附属施設及び器具の使用	補助競技場 主競技場	(二) 個人使用	の収料にの入 す金類他場 るをすこ料 も徴するれそ
<p>その他の者</p> <p>一人八時間以内</p>	<p>高等学校及び中等教育学校並びに高等専門学校</p> <p>一人八時間以内</p>	<p>小学校の児童並びに小中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒</p> <p>一人八時間以内</p>	<p>午前八時三十分から午後七時まで 延長料一時間につき 六千四百四十円</p> <p>午前八時三十分から午前八時三十分まで 延長料一時間につき 九百五十円</p> <p>午前八時三十分から午後七時まで 延長料一時間につき 七千七百四十円</p> <p>午前八時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき 五万六千六百六十円</p> <p>午前六時三十分から午後七時まで 延長料一時間につき 六万四千五百八十円</p> <p>午前六時三十分から午後五時まで 延長料一時間につき 五万六千六百六十円</p> <p>午後五時から午後七時まで 延長料一時間につき 一万二千九百九十円</p> <p>午後一時から午後五時まで 延長料一時間につき 二万六千六百六十円</p> <p>午前八時三十分から正午まで 延長料一時間につき 一万八千七百七十円</p> <p>午前六時三十分から午前八時三十分まで 延長料一時間につき 一万二千九百九十円</p>

<p>会 議 室 宿 泊 室 放 送 施 設 器 具</p>		<p>千四百四十円の範囲内で 知事が定める額 九百五十円の範囲内で知 事が定める額 三千七百五十円 六千三十円の範囲内で知 事が定める額</p>
<p>備 考</p>	<p>(一) の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。 (一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。 (二) 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。以下この表において同じ。）が使用する場合又は体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。 (三) 県の住民以外の者が使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の五十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。 (四) 休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日</p>	<p>一時間につき 一人一日につき 一日につき 一組又は一式一回につき</p>

	(一) 専用使用	
<p>午前六時三十分から午前八時三十分まで</p>		
<p>午前八時三十分から正午まで</p>		
<p>午後一時から午後五時まで</p>		
<p>午後五時から午後七時まで</p>		
<p>午後七時から午後九時まで</p>		
		<p>九百円 千二百七十円 千四百五十円 九百円 九百円</p>
		<p>(六) 入場料その他これに類する料金を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために使用する場合の利用料金の基準額は、入場料その他これに類する料金の最高額に百を乗じて得た額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(七) 補助競技場の一部を使用する場合の利用料金の基準額は、当該使用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。</p> <p>(八) 電気、ガス又は水道を使用する場合（水道を使用する場合にあつては、知事が定める場合に限る。）の利用料金の基準額は、その実費に相当する額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。</p>

テニスコート

この料入 にこの料入 すにこの料入 る収を料すにこの料入 もす徴金る類れ他そ場	この料入 にこの料入 すにこの料入 もな収を料すにこの料入 のいし徴金る類れ他そ場
き一面につ	き一面につ
<p>午前六時三十分から午前八時三十分まで 午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午後七時から午後九時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前六時三十分から午後五時まで 午前六時三十分から午後七時まで 午前六時三十分から午後九時まで</p>	<p>午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前六時三十分から午後五時まで 午前六時三十分から午後七時まで 午前六時三十分から午後九時まで 午前六時三十分から午後十時まで 午前八時三十分から午後五時まで 午前八時三十分から午後七時まで 午前八時三十分から午後九時まで 午前八時三十分から午後十時まで 延長料一時間につき</p>
<p>七千二百八十円 一万二百円 一万千六百七十円 七千二百八十円 七千二百八十円 一万四千五百八十円 三千六百三十円 二万九千七百七十円 三万六千四百七十円 四万三千七百七十円</p>	<p>千八百十円 四百四十円 三千六百三十円 四千五百五十円 五千四百六十円 五千九百二十円 二千七百三十円 三千六百三十円 四千五百五十円 五千円 五百四十円</p>

備考 陸上競技場に関する部分の備考の(一)から(六)まで及び(八)は、(一)の場合に準用す ぬ。	器 放 会 送 施 設 室 具	一 時 間 に つ き 一 日 に つ き 一 点、一組又は一式一回につき	二 百 二 十 円 三 千 七 百 五 十 円 千五百九十円の範囲内で 知事が定める額	(三) 附 属 施 設 及 び 器 具 の 使 用	小 学 校 の 児 童 並 び に 中 学 校 及 び 中 等 教 育 学 校 の 前 期 課 程 の 生 徒 一 人 八 時 間 以 内 高 等 学 校 及 び 中 等 教 育 学 校 の 後 期 課 程 の 生 徒 並 び に 高 等 専 門 学 校 及 び 大 学 の 学 生 一 人 八 時 間 以 内 そ の 他 の 者 一 人 八 時 間 以 内	(二) 個 人 使 用	の	午 前 六 時 三 十 分 从 午 後 十 時 まで 四 万 七 千 四 百 十 円 午 前 八 時 三 十 分 从 午 後 五 時 まで 二 万 八 千 八 百 十 円 午 前 八 時 三 十 分 从 午 後 七 時 まで 二 万 九 千 百 七 十 円 午 前 八 時 三 十 分 从 午 後 九 時 まで 三 万 六 千 四 百 七 十 円 午 前 八 時 三 十 分 从 午 後 十 時 まで 四 万 百 二 十 円 延 長 料 一 時 間 に つ き 四 千 三 百 七 十 円

球
技
場

(二) 個人使用	入場料その他 の徴収するもの	入場料その他 の徴収しないもの	(一) 専用使用
	午前六時三十分から午前八時三十分まで 午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで 午前六時三十分から午後五時まで 午前六時三十分から午後七時まで 午前八時三十分から午後五時まで 午前八時三十分から午後七時まで 延長料一時間につき	午前六時三十分から午前八時三十分まで 午前八時三十分から午後五時まで 午前六時三十分から午後七時まで 午前八時三十分から午後五時まで 午前八時三十分から午後七時まで 延長料一時間につき	
	二万五千八百三十円 三万六千五百十円 四万三千三百二十円 二万五千八百三十円 十万三千三百二十円 十二万九千六百十円 七万七千四百九十円 十万三千三百二十円 一万五千四百九十円	三千二百二十円 四千五百十円 五千五百十円 三千二百二十円 一万二千九百十円 一万六千三百十円 九千六百八十円 一万二千九百十円 千九百三十円	

<p>入場料その他これに類する料金</p>	<p>入場料その他これに類する料金を徴収しないもの</p>	<p>(一) 専用使用</p>	<p>備考 陸上競技場に関する部分の備考は、(一)の場合に準用する。</p>	<p>(三) 器具の使用</p>	<p>小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒 高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生 その他の者</p>	<p>一人八時間以内 一人八時間以内 一人八時間以内</p>
<p>午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後七時まで</p>	<p>午前八時三十分から正午まで 午後一時から午後五時まで 午前八時三十分から午後五時まで 午前八時三十分から午後七時まで 延長料一時間につき</p>	<p>五千三百二十円 六千七十円 三千七百九十円 一万三千三百九十円 一万五千百九十円 二千二百七十円</p>		<p>千五百九十円の範囲内で知事が定める額</p>	<p>百三十円 七十円</p>	<p>四十円</p>

						ラグビー サッカ 場	
ユアマ スチ	(一) 専用使用	備 考 陸上競技場に関する部分の備考の(一)から(六)まで及び(八)は、(一)の場合に準用す る。	放 送 施 設	(三) 附 属 施 設 及 び 器 具 の 使 用	小 学 校 の 児 童 並 び に 中 学 校 及 び 中 等 教 育 学 校 の 前 期 課 程 の 生 徒	(二) 個 人 使 用	を 徴 収 す る も の
			器 具	高 等 学 校 及 び 中 等 教 育 学 校 の 後 期 課 程 の 生 徒 並 び に 高 等 専 門 学 校 及 び 大 学 の 学 生 そ の 他 の 者	小 学 校 の 児 童 並 び に 中 学 校 及 び 中 等 教 育 学 校 の 前 期 課 程 の 生 徒 高 等 学 校 及 び 中 等 教 育 学 校 の 後 期 課 程 の 生 徒 並 び に 高 等 専 門 学 校 及 び 大 学 の 学 生 そ の 他 の 者	一 人 八 時 間 以 内 一 人 八 時 間 以 内 一 人 八 時 間 以 内	延 長 料 一 時 間 に つ き
午後一時から午後五時まで	午前九時から正午まで	一点、一組又は一式一回につき	一日につき	千五百九十円の範囲内で 知事が定める額	四十円	九万二千二百十円 十二万六千二百十円 一万八千二百三十円	午前八時三十分から午後五時まで 午前八時三十分から午後七時まで 延長料一時間につき
午後一時から午後五時まで	午前九時から正午まで				四十円	九万二千二百十円 十二万六千二百十円 一万八千二百三十円	午前八時三十分から午後五時まで 午前八時三十分から午後七時まで 延長料一時間につき

もな収を料すにこの料入 のいし徴金を類れ他そ場		
催とをは営 物す目宣利 る的伝又	物の传的伝又の動文し目宣利及ポ いとをは営以化能的伝又び 催し目宣利外活いとをは営ツスチ	動文し目宣利及ポ 化能的伝又び 活いとをは営ツ
午前九時から午後九時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで 午後九時から午後十時まで 延長料一時間につき	午前九時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 延長料一時間につき
七万七千四百九十円 十万四千六百十円 十三万七千七百三十円 三万二千九百二十円 十八万二千百円 三十一万三千八百五十円	三万八千七百四十円 五万二千三百円 六万五千八百六十円 一万六千四百六十円 九万五千十円 十五万六千九百二十円 十七万三千三百九十円 一万六千四百六十円	一万六千四百六十円 四千百円 二万二千七百六十円 三万九千二百二十円 四万三千三百四十円 四千百円

ス
ポ
ー
ツ
文
化
セ
ン
タ
ー

	この料入 れ他そ場 の収を料すにこの料入 もす徴金を類れ他そ場	
ポ ー ツ ス チ ア マ は 営 業 場 所 の 利 益 を 追 加 し て 算 入 す る に 関 し て の 事 項	営 業 場 所 の 利 益 を 追 加 し て 算 入 す る に 関 し て の 事 項	ポ ー ツ ス チ ア マ は 営 業 場 所 の 利 益 を 追 加 し て 算 入 す る に 関 し て の 事 項
<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで</p>	<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>
<p>四千三百七十円 五千九百円 七千四百三十円 千八百六十円</p>	<p>七万七千四百九十円 十万四千六百十円 十三万七千七百三十円 三万二千九百二十円 十八万二千百円 三十一万三千八百五十円 三十四万六千七百八十円 三万二千九百二十円</p>	<p>三万八千七百四十円 五万二千三百円 六万五千八百六十円 一万六千四百六十円 九万五千五十円 十五万六千九百二十円 十七万三千三百九十円 一万六千四百六十円</p>

もな収を料すにこの料入 のいし徴金を類れ他そ場		
催とをは営 物す目宣利 的伝又	物な伝又の動文し目宣利及ポ いとをは営以化な伝又び 催し目宣利外活いとをは営ツスチ	動文し目宣 化な伝 活いとを
<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>
<p>三万五千円 四万七千二百五十円 五万九千五百円 一万四千八百八十円 八万二千二百五十円 十四万七千七百六十円 十五万六千六百四十円 一万四千八百八十円</p>	<p>七千四百四十円 七千四百四十円 七千四百四十円 七千四百四十円 七千四百四十円 七千四百四十円 七千四百四十円 七千四百四十円</p>	<p>一万二千八十円 一万七千七百二十円 一万九千五百八十円 千八百六十円</p>

館武
道

のる収を料すにこの料入 もす徴金を類れ他そ場		
営 利 又	物な的伝又の動文し目宣利及ポユア いとをは嘗以化な伝又びアマ 催し目宣利外活いとをは嘗ツスチ	動文し目宣利及ポユア 化な伝又びアマ 活いとをは嘗ツスチ
午後五時から午後九時まで	午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき
午後一時から午後五時まで	午後九時から午後十時まで 午後五時から午後九時まで	午後九時から午後十時まで 午後五時から午後九時まで
午前九時から正午まで	午後九時から午後十時まで 午後一時から午後五時まで	午後九時から午後十時まで 午後一時から午後五時まで
七万円	十四万七千七百六十円 十五万六千六百四十円 一万四千八百八十円	八千七百五十円 一万千八百十円 一万四千八百七十円
九万四千五百十円	八万二千二百五十円 一万四千八百八十円 五万九千五百円	二万五千四百四十円 三万九千六十円 三千七百二十円
十一万九千十円	四万七千二百五十円 三万五千四百四十円 三万九千六十円	三万五千四百四十円 三万九千六十円 三千七百二十円

備 考	器 具	放 送 施 設	視 聴 覚 室	会 議 室	(三) 附 属 施 設 及 び 器 具 の 使 用	武 道 館	ム レ ク チ ャ ー ル ー	ア リ ー ナ	(二) 個 人 使 用	は 宣 伝 的 目 的 と す る 催 物
	一 点 又 は 一 組 一 回 に つ き	一 日 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き		小 学 校 の 前 期 課 程 の 生 徒 及 び 中 等 学 校 の 後 期 課 程 の 教 育 生 及 び 大 学 の 学 生 及 び 高 等 学 校 の 後 期 課 程 の 教 育 生 及 び 大 学 の 学 生 及 び 其 他 の 者	一 人 三 時 間 以 内	一 人 三 時 間 以 内		
	千 九 百 十 円 の 範 圍 内 で 知 事 が 定 め る 額	二 千 七 百 七 十 円	千 二 百 円	二 百 二 十 円		三 百 四 十 円	二 百 二 十 円	百 十 円		二 万 九 千 七 百 六 十 円 十 六 万 四 千 五 百 十 円 二 十 八 万 三 千 五 百 三 十 円 三 十 一 万 三 千 二 百 九 十 円 二 万 九 千 七 百 六 十 円

<p>入場料その他 の徴収しないも れに類する料金 を徴収しないも</p>	<p>(一) 専用使用</p> <p>午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき</p>	<p>二千二百二十円 二千九百九十円 三千七百八十円 九百四十円 五千二百十円 九千円 九千九百四十円 九百四十円</p>	<p>一 (一)の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 児童、生徒若しくは学生が使用する場合、体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合又は文化の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。</p> <p>(二) 陸上競技場に関する部分の備考の(一)、(三)、(四)及び(六)から(八)までは、この場合に準用する。</p> <p>二 (二)の場合において、電気を使用するときの会議室及び視聴覚室の利用料金の基準額は、その実費に相当する額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。</p>
---	---	---	--

弓道場

備考 一 (一)の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによ	役員控室	一時間につき	二百二十円
	選手控室	一時間につき	二百二十円
	放送施設	一日につき	二千七百七十円
(三) 附属施設の使用			
その他の者			
小学校の児童並びに中学校及び中等教育学校の前期課程の生徒		一人三時間以内	百十円
高等学校及び中等教育学校の後期課程の生徒並びに高等専門学校及び大学の学生		一人三時間以内	二百二十円
その他の者		一人三時間以内	三百四十円
(二) 個人使用			
入場料その他これに類する料金を徴収するもの			
午後九時から正午まで		四千四百四十円	
午後一時から午後五時まで		五千九百九十円	
午後五時から午後九時まで		七千五百六十円	
午後九時から午後十時まで		千八百九十円	
午前九時から午後五時まで		一万四百三十円	
午前九時から午後九時まで		一万八千円	
午前九時から午後十時まで		一万九千八百九十円	
延長料一時間につき		千八百九十円	

(一) 専用使用		(一) 弓道場の一部を使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の範囲内で知事が定める額とする。 (二) 陸上競技場に関する部分の備考の(一)から(六)まで及び(八)は、この場合に準用する。 (三) の場合において、電気を使用するときの役員控室及び選手控室の利用料金の基準額は、その実費に相当する額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。
この料入れ他そ場	営利又は公益的な活動	
営利又は公益的な活動	営利又は公益的な活動	
午後五時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで	六千六百六十円
午後一時から午後五時まで	午後一時から午後五時まで	九千円
午前九時から正午まで	午後五時から午後九時まで	一万三千三百三十円
延長料一時間につき	午後九時から午後十時まで	二千八百三十円
午前九時から午後九時まで	午前九時から午後五時まで	一万五千六百六十円
午後九時から午後十時まで	午前九時から午後十時まで	二万七千円
午後五時から午後九時まで	午前九時から午後十時まで	二万九千八百三十円
午後五時から午後九時まで	延長料一時間につき	二千八百三十円
午後五時から午後九時まで	午前九時から正午まで	二万六千六百六十円
午後五時から午後九時まで	午後一時から午後五時まで	三万六千円
午後五時から午後九時まで	午後五時から午後九時まで	四万五千三百三十円

		もな収を料すに のいし徴金る類
動的宣営 文と伝利 化しを又 活な目は	催的宣営 物と伝利 とするを又 る目は	動的宣営 催と伝利 物しを又 な目は
午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 午前九時から午後十時まで	午前九時から午後九時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	午後九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき
一万三千三百三十円 一万八千円 二万二千六百七十円 五千六百六十円 三万三千三百三十円 五万三千九百九十円 五万九千六百六十円	二十一万六千十円 二十三万八千六百七十円 二万二千六百七十円	一万三千三百三十円 六万二千六百七十円 十万八千円 十二万九千三百四十円 一万三千三百三十円

堂野
外音
楽

主催者控室	(二) 附属施設及び器具の使用	のる収を料すにこの料入 もす徴金る類れ他そ場		
		催的宣営 物と伝利 するを目 は	催的宣営動 物と伝利以文 な目をはの活 な目はな	
一時間につき	延長料一時間につき	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 午前九時から午後十時まで 延長料一時間につき	午前九時から正午まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午後九時から午後十時まで 午前九時から午後五時まで 午前九時から午後九時まで 延長料一時間につき	五千六百六十円 五万三千三百三十円 七万二千元 九万六千六十円 二万二千六百七十円 十二万五千三百三十円 二十一万六千十円 二十三万八千六百七十円 二万二千六百七十円
二百二十円		十万六千六百七十円 十四万四千元 十八万三千三百四十円 四万五千三百三十円 二十五万六千七十円 四十三万二千元 四十七万七千三百五十円 四万五千三百三十円		

別表第一山口県立江汐公園の項の備考を次のように改める。
備考

<p>楽 屋 リハーサル室 器 具</p>	<p>一時間につき 一時間につき 一点又は一組一回につき</p>	<p>四百四十円 四百四十円 五千二百五十円の範囲内で知事が定める額</p>
<p>備考</p> <p>一 (一)の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 児童、生徒若しくは学生が使用する場合又は文化の振興を目的とする公共的団体が営利若しくは宣伝を目的としない文化活動に使用する場合は、利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。</p> <p>(二) 陸上競技場に関する部分の備考の(一)、(三)、(四)、(六)及び(八)は、この場合に準用する。</p> <p>二 (二)の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。</p> <p>(一) 電気を使用する場合の主催者控室、楽屋及びリハーサル室の利用料金の基準額は、その実費に相当する額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。</p> <p>(二) 陸上競技場に関する部分の備考の(七)は、楽屋及びリハーサル室を使用する場合に準用する。</p>		

- 一 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)から(三)までは、この場合に準用する。
- 二 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(四)は、テニス場を使用する場合に準用する。

別表第二片添ヶ浜海浜公園の項の備考中「山口県立江汐公園の項の備考二及び四」を「維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(二)及び(四)」に改め、同表萩ウエルネスパークの項野球場に関する部分の備考の(三)を次のように改める。

- (三) 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)から(四)までは、この場合に準用する。

別表第二萩ウエルネスパークの項多目的広場に関する部分の備考を次のように改める。

備考

維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)から(七)までは、(一)の場合に準用する。

別表第二萩ウエルネスパークの項多目的体育館に関する部分の備考の(一)から(三)までを次のように改め、同備考の(四)から(六)までを削る。

- (一) 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)から(四)まで、(六)及び(八)は、この場合に準用する。
- (二) 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(七)は、アリーナを使用する場合に準用する。
- (三) 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(五)及び弓道場に関する部分の備考一の(一)は、弓道場を使用する場合に準用する。

別表第二柳井ウエルネスパークの項テニス場に関する部分中

午後五時から午後七時まで

九百円

午後五時から午後七時まで

九百円

午後七時から午後九時まで

九百円

に改め、同部分の備考を次のように改める。

備考

維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(一)から(四)までは、(一)の場合に準用する。

別表第二柳井ウエルネスパークの項温水利用型健康運動施設に関する部分の備考の(一)及び(三)を次のように改める。

- (一) 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(二)から(四)までは、この場合に準用する。
- (二) 維新百年記念公園の項陸上競技場に関する部分の備考の(七)は、温水プールを使用する場合に準用する。

別表第三中「(第十五条関係)」を「(第十七条、第十八条関係)」に改め、同表片添ヶ浜海浜公園の項の前に次のように加える。

維新百年 記念公園							
堂野 外音 楽	弓 道 場	ス ポ ー ツ 文 化 セ ン タ ー	ラ グ ー ビ ー ・ サ ッ カ ー 場	テ ニ ス 場		陸 上 競 技 場	
冷 暖 房 設 備	冷 暖 房 設 備	冷 暖 房 設 備	冷 暖 房 設 備	照 明 設 備	冷 暖 房 設 備	浴 室	冷 暖 房 設 備
一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 時 間 に つ き	一 回 に つ き	一 時 間 に つ き
実 費 を 勘 案 し て 指 定 管 理 者 が 定 め る 額							

別表第三中「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県立都市公園条例(以下「改正前の条例」という。)第十四条の規定に基づき委託している公園施設の管理に関する事務及び改正前の条例第十五条第一項の規定に基づき管理受託者にその収入として収受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の8の表一の項から七の項までを次のように改める。

七 削 除	六 削 除	五 削 除	四 削 除	三 削 除	二 削 除	一 削 除
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

別表第一の8の表八の項中

維新百年記
念公園
の項か
ら七の
に掲げ
るもの
を削除
する。

を
維新百年記
念公園

に改める。

山口県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県条例第七十八号

山口県知事 二井 関 成

山口県流域下水道条例の一部を改正する条例

山口県流域下水道条例（昭和六十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

（指定管理者による管理）

第三条 流域下水道の管理に関する事務のうち、施設及び設備の維持管理に関する事務は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の指定）

第四条 知事は、前条の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、流域下水道の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、流域下水道を利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、流域下水道の効用を十分に発揮するとともに、流域下水道の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち流域下水道の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条の規定による指定をするものとする。

7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条の規定による指定をすることができる。

8 知事は、前条の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

（指定管理者が講ずべき措置）

第五条 知事は、第三条の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）（第一条第一項）に規定する個人情報（第三条に規定する事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

（知事による管理の業務の実施）

第六条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて流域下水道の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により流域下水道の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第三条の規定にかかわらず、流域下水道の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第七十九号

山口県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山口県港湾施設管理条例（昭和三十一年山口県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条を第二十二条とし、第十七条を第二十一条とする。

第十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第十二条」を「第十三条」に改め、同条を第二十条とする。

第十五条第一項を次のように改める。

第十五条第一項の規定により指定管理者に管理を行わせる港湾施設で知事が定めるものの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。

第十五条第二項中「管理受託者」を「指定管理者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。
第十五条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(知事による管理の業務の実施)

第十九条 知事は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて港湾施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により港湾施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第十五条第一項の規定にかかわらず、当該港湾施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、前条の規定は、適用しない。

第十四条を削る。

第十三条第一項中「現状」を「原状」に改め、同条を第十四条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者による管理)

第十五条 港湾施設の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務(知事が定める港湾施設に係るものに限る。)は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 第七条第一項及び第二項の許可(知事が定める港湾施設の使用に係るものに限る。第四号及び第五号において同じ。)をすること。
- 二 第七条第四項の規定による協議(前号に規定する港湾施設の使用に係るものに限る。)を受けること。
- 三 第七条第五項の規定による届出(第一号に規定する港湾施設の使用に係るものに限る。)を受理すること。
- 四 第十条の規定により、第七条第一項及び第二項の許可に条件を付すること。
- 五 第十三条第一項の規定により、第七条第一項及び第二項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更すること。
- 六 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者が港湾施設の管理に関する事務を行う場合における第八条の規定の適用については、同条中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第十六条 知事は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。
 - 3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、規則で定めるところにより、港湾施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に規則で定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。
 - 4 知事は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。
 - 一 事業計画書の内容が、港湾施設を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること。
 - 二 事業計画書の内容が、港湾施設の効用を十分に発揮するとともに、港湾施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。
 - 三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。
 - 5 知事は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。
 - 6 知事は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち港湾施設の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。
 - 7 知事は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。
 - 8 知事は、前条第一項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
（指定管理者が講ずべき措置）
- 第十七条 知事は、第十五条第一項の規定による指定をするときは、個人情報（山口県個人情報保護条例（平成十三年山口県条例第四十三号）第二条第一項に規定する個人情報（第十五条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。）をいう。）の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。
- 第十二条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第十三条とする。
- 第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とし、第九条を第十条とする。
- 第八条中「前条」を「第七条第一項及び第二項」に改め、同条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。
- （許可の制限）

第八条 知事は、前条第一項又は第二項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 港湾施設の管理上支障があると認められるとき。

別表第一中「(第十条、第十五条関係)」を「(第十一条、第十八条関係)」に改める。

別表第二中「(第十条、第十五条関係)」を「(第十一条、第十八条関係)」に、「第十五条第一項」を「第十八条第一項」に、「管理受託者」を「指定管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県港湾施設管理条例(以下「改正前の条例」という。)(第十四条の規定に基づき委託している港湾施設の管理に関する事務及び改正前の条例第十五条第一項の規定に基づき管理受託者によるその収入として收受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県青年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八十号

山口県青年の家条例の一部を改正する条例

山口県青年の家条例(昭和四十四年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十四条とする。

第八条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「財団法人山口県ひとつくり財団に委託する」を「法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)(に行わせる)」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に閉館し、又は臨時に閉館すること。

三 第五条の許可をすること。

四 第七条の規定により、青年の家の使用の許可を取り消すこと。

第八条に次の二項を加える。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、教育委員会の承認を得なければならぬ。

3 指定管理者が青年の家の管理に関する事務を行う場合における第六条及び第七条第二号の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

第八条を第九条とし、同条の次に次の四条を加える。

(指定管理者の指定)

第十条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、教育委員会規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、青年の家の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、青年の家を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、青年の家の効用を十分に発揮するとともに、青年の家の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 教育委員会は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 教育委員会は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち青年の家の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 教育委員会は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 教育委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(指定管理者が講ずべき措置)

第十一条 教育委員会は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第一条第一項に規定する個人情報(第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(利用料金)

第十二条 青年の家の使用に係る料金(以下「利用料金」という。))は、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(教育委員会による管理の業務の実施)

第十三条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて青年の家の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により青年の家の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、青年の家の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、青年の家の使用につき、別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

第七条中「損傷したときは」の下に「、知事の指示に従い」を、「ただし、」の下に「知事が」を加え、「認められる」を「認める」に改め、同条を第八条とする。

第六条を削る。

第五条中「前条」を「第五条」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(許可の制限)

第六条 教育委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 青年の家の管理上支障があると認められるとき。

第三条の次に次の一条を加える。

(開館日)

第四条 青年の家は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 毎月の第一月曜日、第三月曜日及び第五月曜日

二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。附則の次に次の別表を加える。

別表(第十二条、第十三条関係)

項 区 分	単 位	基 準 額
一 宿泊を伴う使用	青 少 年 一 日 一 人 に つ き 其 他 の 者 一 日 一 人 に つ き	百六十円 四百四十円
二 宿泊を伴わない使用	青 少 年 一 日 一 人 に つ き 其 他 の 者 一 日 一 人 に つ き	五十円 百六十円

備 考

一 「青少年」とは、満二十五歳以下の者をいう。

二 一の項の「一日」とは、午前十時から翌日の午前十時までをいう。

三 十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する高等学

校、中等教育学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の生徒であるものが使用する場合においては、利用料金を徴収しないものとする。

四 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）、主として十九歳未満の者が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として集団宿泊研修、野外活動等を行うために使用する場合には、利用料金を徴収しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県青年の家条例第八条の規定に基づき委託している青年の家の管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（山口県使用料手数料条例の一部改正）

3 山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。
別表第一の9の表四の項を次のように改める。

四 削除

別表第一の9の表六の項の備考の部分の部分を次のように改める。

備 考

1 十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、

盲学校、聾学校若しくは養護学校の生徒であるものが使用する場合には、使用料を徴収しないものとする。

2 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）、主として十九歳未満の者が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として集団宿泊研修、野外活動等を行うために使用する場合には、使用料を徴収しないものとする。

山口県少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八十一号

山口県少年自然の家条例の一部を改正する条例

山口県少年自然の家条例（昭和四十七年山口県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十四条とする。

第八条の見出しを「（指定管理者による管理）」に改め、同条中「財団法人山口県ひとりづくり財団に委託する」を「法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 第五条の許可をすること。

四 第七条の規定により、少年自然の家の使用の許可を取り消すこと。

第八条に次の二項を加える。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、教育委員会の承認を得なけ

ればならない。

3 指定管理者が少年自然の家の管理に関する事務を行う場合における第六条及び第七条第二号の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

第八条を第九条とし、同条の次に次の四条を加える。

(指定管理者の指定)

第十条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、教育委員会規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、少年自然の家の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、少年自然の家を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、少年自然の家の効用を十分に発揮するとともに、少年自然の家の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 教育委員会は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 教育委員会は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち少年自然の家の管理を最も適切に行うことができるものと認め、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 教育委員会は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 教育委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(指定管理者が講ずべき措置)

第十一条 教育委員会は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第一条第一項に規定する個人情報(第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当

該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(利用料金)

第十二条 少年自然の家の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として收受させる。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(教育委員会による管理の業務の実施)

第十三条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて少年自然の家の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により少年自然の家の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、少年自然の家の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、少年自然の家の使用につき、別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

第七条を第八条とし、第六条を削る。

第五条中「前条」を「第五条」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(許可の制限)

第六条 教育委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 少年自然の家の管理上支障があると認められるとき。

第三条の次に次の一条を加える。

(開館日)

第四条 少年自然の家は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

- 一 毎月の第一月曜日、第三月曜日及び第五月曜日
 - 二 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日
- 2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。
 附則の次に次の別表を加える。
- 別表（第十二条、第十三条関係）

項 区 分	単 位	基 準 額
一 宿泊を伴う使用	一日一人につき	四百四十円
二 宿泊を伴わない使用	一日一人につき	百六十円

備考

- 一 一の項の「一日」とは、午前十時から翌日の午前十時までをいう。
- 二 十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の生徒であるものが使用する場合には、利用料金を徴収しないものとする。
- 三 学校教育法に規定する学校（大学を除く。）、主として十九歳未満の者が在学する専修学校若しくは各種学校、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する保育所又は少年団体が教育活動又は団体活動として集団宿泊研修、野外活動等を行うために使用する場合には、利用料金を徴収しないものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県少年自然の家条例第八条の規定に基づき委託している少年自然の家の管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の9の表五の項を次のように改める。

五 削除

山口県グリーンスポーツ広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八十二号

山口県グリーンスポーツ広場条例の一部を改正する条例

山口県グリーンスポーツ広場条例(昭和五十七年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(開場日)

第三条 山口県長者ヶ原グリーンスポーツ広場(以下「グリーンスポーツ広場」という。)は、毎日開場する。

第七条を第十二条とし、第六条を削り、第五条を第七条とし、同条の次に次の四条を加える。

(指定管理者による管理)

第八条 グリーンスポーツ広場の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

一 第四条の許可をすること。

- 二 第六条の規定により、グリーンスポーツ広場の使用の許可を取り消すこと。
- 三 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者がグリーンスポーツ広場の管理に関する事務を行う場合における第五条及び第六条第二号の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

(指定管理者の指定)

第九条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、教育委員会規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、グリーンスポーツ広場の管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、グリーンスポーツ広場を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、グリーンスポーツ広場の効用を十分に発揮するとともに、グリーンスポーツ広場の管理に係る経費の縮減を図ることができものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 教育委員会は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 教育委員会は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうちグリーンスポーツ広場の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 教育委員会は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 教育委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(指定管理者が講ずべき措置)

第十条 教育委員会は、第八条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三

号) 第二条第一項に規定する個人情報(第八条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。()の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(教育委員会による管理の業務の実施)

第十一条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めてグリーンスポーツ広場の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由によりグリーンスポーツ広場の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第八条第一項の規定にかかわらず、グリーンスポーツ広場の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第四条中「前条」を「第四条」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(使用の許可)

第四条 グリーンスポーツ広場を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(許可の制限)

第五条 教育委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

- 一 公益を害するおそれがあると認められるとき。
- 二 グリーンスポーツ広場の管理上支障があると認められるとき。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県グリーンスポーツ広場条例第六条の規定に基づき委託しているグリーンスポーツ広場の管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県青少年交流施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県条例第八十三号

山口県知事 二 井 関 成

山口県青少年交流施設条例の一部を改正する条例

山口県青少年交流施設条例(平成九年山口県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第九条を第十四条とする。

第八条第一項中「第四条各号」を「第五条各号」に、「財団」を「指定管理者」に改め、同条第二項及び第三項中「財団」を「指定管理者」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(教育委員会による管理の業務の実施)

第十三条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めてふれあいパークの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由によりふれあいパークの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、ふれあいパークの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として收受させることが適当でないとき認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、第五条各号に掲げる施設の使用につき、別表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

第七条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「財団法人山口県ひとつくり財団(以下「財団」という。)に委託する」を「法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)(以下「指定管理者」)に行わせる」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

三 第五条の許可をすること。

四 第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

第七条に次の二項を加える。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項の使用日又は使用時間を変更する場合には、教育委員会の承認を得なければならぬ。

3 指定管理者がふれあいパークの管理に関する事務を行う場合における第六条及び第七条第二号の規定の適用については、これらの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。
第七条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(指定管理者の指定)

第十条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、教育委員会規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、ふれあいパークの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による応募があったときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、ふれあいパークを使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、ふれあいパークの効用を十分に発揮するとともに、ふれあいパークの管理に係る経費の縮減を図ることができるのであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 教育委員会は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 教育委員会は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうちふれあいパークの管理を最も適切に行つことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 教育委員会は、前各項の規定によることが困難又は不適当な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 教育委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十一条 教育委員会は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第一条第一項に規定する個人情報(第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。)をいう。)の適正な取扱いを確保するために当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

第六条を第八条とする。

第五条中「前条」を「第五条」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第五条とし、同条の次に次の一条を加える。

(許可の制限)

第六条 教育委員会は、前条の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。

一 公益を害するおそれがあると認められるとき。

二 ふれあいパークの管理上支障があると認められるとき。

第三条の次に次の一条を加える。

(使用日及び使用時間)

第四条 次の表の上欄に掲げるふれあいパークの施設の使用日及び使用時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

施設 の 名 称	使 用 日	使 用 時 間
一般宿泊室 集団宿泊室 キャンプ場	一月五日から十二月二十七日までの日 (毎月の第一月曜日、第三月曜日及び 第五月曜日(これらの日が国民の祝日 に関する法律(昭和二十三年法律第百 七十八号)に規定する休日(以下この 表において「休日」という。))に当 るときは、これらの日後において最も 近い休日以外の日(を除外。))	午前零時から午後十二時まで
研修室 創作室 イベントホール 控室 音楽室 交歓室		午前九時から午後十時まで

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の使用日又は使用時間を変更することができる。

別表中「(第八条関係)」を「(第十二条、第十三条関係)」に改め、同表三の項の備考の(一)中「(昭和二十三年法律第七十八号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県青少年交流施設条例(以下「改正前の条例」という。)(第七条の規定に基づき委託しているふれあいパークの管理に関する事務及び改正前の条例第八条第一項の規定に基づき財団にその収入として收受させている利用料金については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八十四号

山口県体育施設条例の一部を改正する条例

山口県体育施設条例(昭和四十年山口県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「山口県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条から第十三条までを削り、第十条を第十二条とし、同条の次に次の六条を加える。

(弁償)

第十三条 使用者は、体育施設の施設又は器材器具を損傷し、又は亡失したときは、知事の指示に従い、その負担においてこれを補てんし、若しくは修理し、又は金銭をもつてその損害を弁償しなければならない。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、弁償金額の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第十四条 体育施設の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

一 第三条第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる業務に関すること（学校体育関係職員の研修に関するものを除く。）。

二 第三条第三号に掲げる業務に関すること（教育委員会が定めるものに限る。）。

三 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

四 第五条第二項の規定により、同条第一項の使用時間を変更すること。

五 第六条の許可をすること。

六 第八条の規定により、使用者に対し必要な指示をすること。

七 第九条の規定により、体育施設を他に使用させることを承認すること。

八 第十一条の規定により、使用者の許可を取り消すこと。

九 施設及び設備の維持管理に関すること。

2 指定管理者は、前項第三号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、教育委員会の承認を得なければならぬ。

3 指定管理者は、第一項第四号の規定により第五条第一項の使用時間を変更する場合には、教育委員会の承認を得なければならない。（指定管理者の指定）

第十五条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、教育委員会規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの（以下「応募者」という。）は、教育委員会規則で定めるところにより、体育施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）に教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、体育施設を使用しようとする者の平等な使用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、体育施設の効用を十分に発揮するとともに、体育施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 教育委員会は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 教育委員会は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち体育施設の管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 教育委員会は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 教育委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
(指定管理者が講ずべき措置)

第十六条 教育委員会は、第十四条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十二号)第二条第一項に規定する個人情報(第十四条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するため、に当該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(利用料金)

第十七条 別表に掲げる施設の使用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、指定管理者にその収入として収受させる。

2 利用料金は、別表に掲げる基準額に十分の八を乗じて得た額から当該基準額に十分の十二を乗じて得た額までの範囲内の額で指定管理者が定める額とする。

3 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(教育委員会による管理の業務の実施)

第十八条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて体育施設の管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により体育施設の管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第十四条第一項の規定にかかわらず、体育施設の管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。この場合において、利用料金を指定管理者にその収入として収受させることが適当でないと認められるときは、県は、前条第一項の規定にかかわらず、山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の規定の例により、別表に掲げる施設の使用につき、同表に掲げる基準額に相当する額の使用料を徴収する。

第九条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「第六条」を「第八条」に改め、同条を第十一条とする。

第八条を第十条とし、第七条を第九条とし、第六条を第八条とする。

第五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(開館日)

第四条 体育施設は、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 毎月の第一水曜日、第三水曜日及び第五水曜日

二 十二月二十八日から翌年の一月三日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(使用時間)

第五条 次の表の上欄に掲げる体育施設の施設の使用時間は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

施設 の 名 称	使 用 時 間	
体育館 屋内プール トレーニングルーム 研修室（クラブハウス研修室を除く。）	午前九時から午後九時まで	
研修室（クラブハウス研修室に限る。） 監視塔 艇置場	五月一日から八月三十一日までの期間	午前九時から午後六時まで
	その他の期間	午前九時から午後五時まで

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。
 附則の次に次の別表を加える。
 別表（第十七条、第十八条関係）

体育施設 の名称		施設の名 称	区	分	単	位	基 準 額
のな徴料類こそ入 い収金すれの場 もしをるに他料							
いとをは営以ポユア 催し目宣利外！アマ 物的伝又のツスチ		ポ ー アマ ツスチ					
午後一時から午後九時まで	午前九時から正午まで	延長料一時間につき					
午後一時から午後五時まで	午後一時から午後五時まで						
午後五時から午後九時まで	午後五時から午後九時まで						
午前九時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで						
午前九時から午後九時まで	午前九時から午後九時まで						
六万三千六百十円	三万七千円						
四万七千七百円	一万五千九百円						
	二万二千二百円						
	二万六千五百円						
	一万九百二十円						
	千六百六十円						
	三千九百七十円						
	五千三百円						
	六千六百二十円						
	九千二百七十円						
	一万五千九百円						

宿泊室

コート

午後三時から翌日の午前九時まで

体
育
館

使
専
用

入場の料金を 別に取る こと する 場合 の 種類 の 料金 も 徴 収 の 目 的 と な る こと を 示 す	アマチュア ユースツ ユースツ ポー アマ ユースツ	又は 営利 を 目的 と する 催 物 と な る こと を 示 す	
アマチュア ユースツ ポー アマ ユースツ 以外 の 営 利 を 目的 と する 催 物 と な る こと を 示 す 目 的 と な る こと を 示 す	アマチュア ユースツ ユースツ ポー アマ ユースツ 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午後一時から午後九時まで 延長料一時間につき	又は 営利 を 目的 と する 催 物 と な る こと を 示 す 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午後一時から午後九時まで 延長料一時間につき	延長料一時間につき
午後一時から正午まで 午後五時から午後九時まで 午前九時から午後五時まで 午後一時から午後九時まで 十二万七千二百二十円	三万千八百円 四万二千四百円 五万三千円 七万四千二百十円 十二万七千二百二十円 二万三千八百五十円 三万千八百円 三万三千二百二十円	七千九百五十円 一万六百元 一万三千二百五十円 一万八千五百五十円 三万千八百円 二万三千八百五十円 九万五千四百十円 一万三千二百九十円	六千六百四十円

山口県
ポーツ交流
村

研 修 室	ム ン ト グ レ ー ニ ー	ル 屋 内 プ ー		器 具 の 使 用	器 具 の 使 用	催 物 と す る の 目 的	催 物 と す る の 目 的	い 催 物	
		器 具 の 使 用	使 専 用						
			そ の 他 の 期 間						夏 期
第 三 研 修 室	個 人 使 用	器 具 の 使 用 一 点 一 回 に つ き	一 コ ー ス 一 時 間 に つ き	一 点 又 は 一 組 一 回 に つ き	延 長 料 一 時 間 に つ き	午 後 一 時 か ら 午 後 九 時 ま で	延 長 料 一 時 間 に つ き	午 後 一 時 か ら 午 後 九 時 ま で	
第 二 研 修 室	一 人 二 時 間 以 内	三 百 二 十 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額	一 コ ー ス 一 時 間 に つ き	一 点 又 は 一 組 一 回 に つ き	二 万 六 千 五 百 八 十 円	午 後 一 時 か ら 午 後 五 時 ま で	六 万 三 千 六 百 十 円	九 万 五 千 四 百 十 円	
第 一 研 修 室	一 人 二 時 間 以 内	三 百 二 十 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額	一 コ ー ス 一 時 間 に つ き	一 点 又 は 一 組 一 回 に つ き	十 九 万 八 百 三 十 円	午 前 九 時 か ら 午 後 九 時 ま で	十 万 六 千 十 円	九 万 五 千 四 百 十 円	
一 時 間 に つ き	一 人 二 時 間 以 内	三 百 二 十 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額	一 コ ー ス 一 時 間 に つ き	一 点 又 は 一 組 一 回 に つ き	二 十 五 万 四 千 四 百 四 十 円	午 前 九 時 か ら 午 後 五 時 ま で	十 四 万 八 千 四 百 二 十 円	九 万 五 千 四 百 十 円	
八 百 八 十 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額	一 人 二 時 間 以 内	三 百 二 十 円 の 範 囲 内 で 知 事 が 定 め る 額	一 コ ー ス 一 時 間 に つ き	一 点 又 は 一 組 一 回 に つ き	二 万 六 千 五 百 八 十 円	午 後 一 時 か ら 午 後 九 時 ま で	二 万 三 千 二 百 九 十 円	九 万 五 千 四 百 十 円	

備考	宿泊室	ヨット	艇置場	監視塔		
	一般宿泊室 指導員宿泊室	個人使用	個人使用	個人使用	器具の使用	ミーティングルーム クラブハウス研修室
	一日一人につき	四時間につき	一隻につき	一時間につき	一点又は一組一回につき	
	千四百二十円の範囲内で 知事が定める額	六百六十円	年六万円の範囲内で一日 につき五百円	二百十円	二百二十円の範囲内で知 事が定める額	

一 専用使用の場合の利用料金の基準額の計算については、次に定めるところによる。

(一) 「延長料」とは、許可使用時間を超えて使用した部分に対する利用料金をいい、当該許可使用時間を超えて使用した時間に一時間未満の端数があるとき、又はその時間が一時間未満であるときは、その端数の時間は、一時間として計算する。

(二) 「夏期」とは、七月一日から八月三十一日までの期間をいう。

(三) 児童、生徒若しくは学生（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校の児童、生徒及び学生をいう。）が使用する場合又は体育の振興を目的とする公共的団体がアマチュアスポーツに使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の半額とする。

- (四) 休日等（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を含む。）に使用する場合の利用料金の基準額は、前記の利用料金の基準額の百分の二十に相当する額を当該利用料金の基準額に加算した額とする。
- (五) 入場料その他これに類する料金を徴収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の基準額は、入場料その他これに類する料金の最高額に百を乗じて得た額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。
- (六) 体育館の一部を使用する場合の利用料金の基準額は、当該使用する部分の面積に応じ、知事が定める額とする。
- (七) 電気、ガス又は水道を使用する場合（水道を使用する場合にあつては、知事が定める場合に限る。）の利用料金の基準額は、その実費に相当する額を前記の利用料金の基準額に加算した額とする。
- 二 一の(三)は、研修室、監視塔又は艇置場を使用する場合に準用する。
- 三 十九歳未満の者又は十九歳以上の者で学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校の生徒であるものが使用する場合においては、宿泊室の利用料金を徴収しないものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県体育施設条例第十三条の規定に基づき委託している山口県スポーツ交流村の管理に関する事務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(山口県使用料手数料条例の一部改正)

3 山口県使用料手数料条例(昭和三十一年山口県条例第一号)の一部を次のように改正する。
別表第一の9の表九の項を次のように改める。

九 削除

山口県埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八十五号

山口県埋蔵文化財センター条例の一部を改正する条例

山口県埋蔵文化財センター条例(昭和五十五年山口県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第八条を第十三条とする。

第七条の見出しを「(指定管理者による管理)」に改め、同条中「財団法人山口県ひとつくり財団に委託する」を「法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)(に行わせる)」に改め、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 第四条第二項の規定により、同条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館すること。

三 第五条第二項の規定により、同条第一項の開館時間を延長し、又は短縮すること。

四 第七条の規定により、文化財資料の利用を拒むこと。

第七条に次の三項を加える。

2 指定管理者は、前項第二号の規定により第四条第一項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館する場合には、教育委員会の承認を得なければならぬ。

3 指定管理者は、第一項第三号の規定により第五条第一項の開館時間を延長し、又は短縮する場合には、教育委員会の承認を得なければならない。

4 指定管理者が埋蔵文化財センターの管理に関する事務を行う場合における第七条第二号の規定の適用については、同号中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」とする。

第七条を第九条とし、同条の次に次の三条を加える。

(指定管理者の指定)

第十条 教育委員会は、前条第一項の規定による指定を受けようとする法人その他の団体を公募するものとする。

2 前項の規定による公募は、教育委員会規則で定めるところにより、応募の時期及び方法等について公告して行うものとする。

3 第一項の規定による公募に応じようとするもの(以下「応募者」という。)は、教育委員会規則で定めるところにより、埋蔵文化財センターの管理に係る事業計画書(以下「事業計画書」という。)に教育委員会規則で定める書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

4 教育委員会は、前項の規定による応募があつたときは、次に掲げる基準によつて、その応募を審査しなければならない。

一 事業計画書の内容が、埋蔵文化財センターを利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること。

二 事業計画書の内容が、埋蔵文化財センターの効用を十分に発揮するとともに、埋蔵文化財センターの管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること。

三 応募者が、事業計画書に沿つた管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。

5 教育委員会は、前項に規定する審査を行ったときは、遅滞なく、理由を付してその結果を公表するものとする。

6 教育委員会は、第四項に規定する審査の結果、応募者のうち埋蔵文化財センターの管理を最も適切に行うことができると認めるものについて、前条第一項の規定による指定をするものとする。

7 教育委員会は、前各項の規定によることが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合には、これらの規定によらないで、前条第一項の規定による指定をすることができる。

8 教育委員会は、前条第一項の規定による指定をしたときは、教育委員会規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。

(指定管理者が講ずべき措置)

第十一条 教育委員会は、第九条第一項の規定による指定をするときは、個人情報(山口県個人情報保護条例(平成十三年山口県条例第四十三号)第一条第一項に規定する個人情報(第九条第一項各号に掲げる事務に係るものに限る。))をいう。)の適正な取扱いを確保するために当

該指定管理者が講ずべき措置を明らかにしてしなければならない。

(教育委員会による管理の業務の実施)

第十二条 教育委員会は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の第二十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し若しくは期間を定めて埋蔵文化財センターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合又は指定管理者が天災その他の事由により埋蔵文化財センターの管理の業務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において、必要があると認めるときは、第九条第一項の規定にかかわらず、埋蔵文化財センターの管理の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

第六条を第八条とする。

第五条中「一」を「いずれかに」に改め、同条を第七条とする。

第四条を第六条とし、第三条の次に次の二条を加える。

(開館日)

第四条 埋蔵文化財センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

(開館時間)

第五条 埋蔵文化財センターの開館時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の山口県埋蔵文化財センター条例第七条の規定に基づき委託している埋蔵文化財センターの管理に関する事

務については、平成十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

山口県統計調査条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八十六号

山口県統計調査条例等の一部を改正する条例

(山口県統計調査条例の一部改正)

第一条 山口県統計調査条例(昭和二十五年山口県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「能力」を「行為能力」に改める。

(山口県税賦課徴収条例の一部改正)

第二条 山口県税賦課徴収条例(昭和二十五年山口県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一百七条の三第二項第三号中「負担附贈与」を「負担付贈与」に、「第一千二条の負担附遺贈」を「第一千二条第一項の負担付遺贈」に改める。

(金属くず類回収業に関する条例の一部改正)

第三条 金属くず類回収業に関する条例(昭和三十二年山口県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項各号列記以外の部分中「一」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「能力」を「行為能力」に、「一」を「いずれにも」に改め、同項第六号中「一」を「いずれかに」に改める。

(山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第四条 山口県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十年山口県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第五号中「能力」を「行為能力」に、「一」を「いずれかに」に改め、同項第六号中「一」を「いずれかに」に改め、同項第七号中「一」を「いずれかを」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八十七号

山口県浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

山口県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十年山口県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号を次のように改める。

四 浄化槽保守点検業を行おうとする区域

第五条第三項中「関係市町村」を「前条第一項第四号の区域の所在する市町村」に改める。

第十条第一項第三号中「破産により」を「破産手続開始の決定により」に改め、同項第四号中「破産」を「破産手続開始の決定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八十八号

下関漁港地方卸売市場条例の一部を改正する条例

下関漁港地方卸売市場条例(昭和四十八年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 市場施設の使用(第三十一条―第三十七条)」を「第四章 物品の品質管理の方法(第三十条の二)

第五章 市場施設の使用(第三十一条―第三十七条)」に、「第五章」

を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第五条第二項中「昭和四十六年法律第三十五号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第十条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、同項第二号中「一年」を「三年」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 申請者が法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるものであるとき。

第十条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過しないものであるとき。

第十一条第一項中「若しくは第三号」を「、第二号、第四号若しくは第五号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併)

第十一条の二 買受人が営業(第九条の承認に係るものに限る。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の承認を受けたときは、譲受人は、買受人の地位を承継する。

2 買受人たる法人の合併の場合(買受人たる法人と買受人でない法人が合併して買受人たる法人が存続する場合を除く。)において、当該合併について知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、買受人の地位を承継する。

3 第一項又は前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、申請書を知事に提出しなければならない。

4 第十条第一項の規定は、第一項又は第二項の承認について準用する。

(相続)

第十一条の三 買受人が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該買受人の第九条の承認に係る業務を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行つていた当該業務を引き続き営むるときは、被相続人の死亡後六十日以内に、知事の承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認があつた旨又はその承認をしない旨の通知を受ける日までの間は、被相続人に対してした第九条の承認は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第十条第一項及び前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた者は、買受人の地位を承継する。

第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

第六章を第七章とし、第五章を第六章とする。

第三十四条第二号中「及び鉄道職員」を削る。

第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 物品の品質管理の方法

第三十条の二 卸売業者、買受人、荷役事業者及び運送事業者は、次に掲げる事項を遵守し、卸売の業務に係る物品（以下この条において「物品」という。）の品質管理を適正に行うよう努めなければならない。

一 卸売業者にあつては、卸売の業務に係る施設ごとに、当該施設内の適正な温度を定め、及び物品の品質管理に関する責任者を置くとともに、当該温度及び当該責任者の氏名を記載した標識を当該施設の見やすい場所に掲げること。ただし、温度を管理する必要のない施設については、当該施設内の適正な温度を定めることを要しない。

二 物品を高温の場所に長時間放置しないこと。

三 卸売場及び荷さばき所における物品の滞留時間を可能な限り短縮すること。

四 卸売の業務に係る施設を清潔に保つこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第八十九号

風致地区内における建築等の規制に関する条例及び山口県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第一条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年山口県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二百五十二条の二十六の三第一項」を「第二百五十二条の二十二第一項」に、「特例市」を「中核市」に改め、同条第三項中「特例市」を「中核市」に改める。

(山口県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 山口県の事務処理の特例に関する条例(平成十二年山口県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第十五号から第十五号の三までの規定中「各市町村」を「宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市及び各町村」に改め、同表第三十五号イ中「各市」を「宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市及び山陽小野田市」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第九十号

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例の一部を改正する条例

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

「第二十七条」を「第三十四条」に、「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山口県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第九十一号

山口県建築基準条例の一部を改正する条例

山口県建築基準条例（昭和四十七年山口県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三の見出しを「（一）の敷地とみなすこと等による制限の緩和）」に改める。

第二十三条中「第八十五条第四項」を「第八十五条第五項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年七月十二日

山口県知事 二 井 関 成

山口県条例第九十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年山口県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表山口県厚狭警察署の項から山口県小串警察署の項までを次のように改める。

山口県厚狭警察署	山陽小野田市	山陽小野田市のうち大字厚狭、大字山野井、大字山川、大字鴨庄、大字郡、大字福田、大字埴生、大字津布田
----------	--------	---

下関市のうち菊川町大字巒井、菊川町大字道市、菊川町大字縦ノ木、
 菊川町大字東中山、菊川町大字西中山、菊川町大字上保木、菊川町大
 字下保木、菊川町大字上田部、菊川町大字大野、菊川町大字岡枝、菊川町大
 字岡枝、菊川町大字吉賀、菊川町大字七見、菊川町大字檜崎、菊川町大
 字貴飯、菊川町大字日新、豊田町大字李路子、豊田町大字殿居、豊
 田町大字久野、菊川町大字

平成十七年七月十二日印刷
平成十七年七月十二日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金三千七百円(送料共)

この条例は、公布の日から施行する。

附則

萩市のうち大字江崎、大字下田万、大字上田万、大字中
小川、大字上小川東分、大字上小川西分、大字須佐、大字
字弥富下、大字弥富上

第二条の表山口県江崎警察署の項管轄区域の欄を次のように改める。

山口県小串警察署	山口県豊田警察署
下関市	下関市
<p>下関市のうち豊浦町豊洋台二丁目、豊浦町豊洋台三丁目、豊浦町豊洋台新町、豊浦町大字厚母郷、豊浦町大字黒井、豊浦町大字小串、豊浦町大字川棚、豊浦町大字浦田後地、豊浦町大字室津下、豊浦町大字室津上、豊浦町大字神田上、豊浦町大字阿川、豊浦町大字粟野、豊浦町大字滝部、豊浦町大字賀、豊浦町大字阿川、豊浦町大字田耕</p>	<p>田町大字佐野、豊田町大字荒木、豊田町大字一ノ俣、豊田町大字稲見、豊田町大字金道、豊田町大字宇内、豊田町大字八道、豊田町大字鷹子、豊田町大字浮石、豊田町大字今出、豊田町大字地吉、豊田町大字大河内、豊田町大字殿敷、豊田町大字中村、豊田町大字西市、豊田町大字矢野、豊田町大字庭田、豊田町大字萩原、豊田町大字手洗、豊田町大字東長野、豊田町大字高山、豊田町大字萩原、豊田町大字江良、豊田町大字阿座上</p>